

## 目 次

### ◎会議録第1号（9月19日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	9
日程第2 会議録署名議員の指名	9
日程第3 会期の決定	9
日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（R4-5雨対策 1号-1筒井地区幹線排水路改修工事変更 請負契約の締結）	9
日程第5 報告第4号 令和4年度決算に係る財政指標の報告につ いて	10
日程第6 議案第59号 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正 する条例	12
日程第7 議案第60号 松前町第8分団消防詰所新築建築主体工事 請負契約の締結について	13
日程第8 議案第61号 江川住宅外壁改修工事（3・4棟）請負契 約の締結について	14
日程第9 議案第62号 R5-6雨対策1号-1筒井地区幹線排水 路改修工事請負契約の締結について	16
日程第10 議案第63号 松前町道路線の廃止について	17
日程第11 議案第64号 松前町道路線の認定について	17
日程第12 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について	19
日程第13 議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について	19
日程第14 議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について	19
日程第15 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について	19
日程第16 議案第69号 令和4年度松前町歳入歳出決算認定につい て	22
日程第17 議案第70号 令和4年度松前町水道事業会計決算認定に ついて	26
日程第18 議案第71号 令和4年度松前町下水道事業会計決算認定 について	26
日程第19 議案第72号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第4	

		号) ……………	31
日程第20	議案第73号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号) ……………	31
日程第21	議案第74号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第2号) ……………	31
日程第22	議案第75号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予 算(第2号) ……………	32
日程第23	議案第76号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選 任について……………	35
日程第24	議案第77号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選 任について……………	35
日程第25	議案第78号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選 任について……………	35
散 会		……………	37

◎会議録第2号(9月25日) 一般質問

開 議	……………	42
日程第1	会議録署名議員の指名……………	42
日程第2	一般質問	
	12番 村井慶太郎議員……………	42
	6番 曾我部秀司議員……………	54
	13番 藤岡 緑議員……………	62
	3番 池田 幸子議員……………	70
	10番 影岡 俊範議員……………	75
散 会	……………	80

◎会議録第3号(10月10日) 委員長報告

開 議	……………	85
日程第1	会議録署名議員の指名……………	85
日程第2	議案第59号 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正 する条例……………	85
日程第3	議案第60号 松前町第8分団消防詰所新築建築主体工事 請負契約の締結について……………	86
日程第4	議案第61号 江川住宅外壁改修工事(3・4棟)請負契	

		約の締結について……………	87
日程第5	議案第62号	R5-6雨対第1号-1筒井地区幹線排水 路改修工事請負契約の締結について……………	88
日程第6	議案第63号	松前町道路線の廃止について……………	89
日程第7	議案第64号	松前町道路線の認定について……………	89
日程第8	議案第69号	令和4年度松前町歳入歳出決算認定につい て……………	91
日程第9	議案第70号	令和4年度松前町水道事業会計決算認定に ついて……………	91
日程第10	議案第71号	令和4年度松前町下水道事業会計決算認定 について……………	91
日程第11	議案第72号	令和5年度松前町一般会計補正予算（第4 号）……………	100
日程第12	議案第73号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第2号）……………	100
日程第13	議案第74号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第2号）……………	100
日程第14	議案第75号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予 算（第2号）……………	100
日程第15	議案第79号	R5-6雨対第2号-1塩屋排水機場遊水 池改良工事請負契約の締結について……………	106
日程第16	議員派遣の件……………		110
閉 議……………			111
町長挨拶……………			111
閉 会……………			112

9月19日（第1号）

令和5年松前町議会第3回定例会会議録

令和5年9月19日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

4番 西村元一

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	徳居 芳之
教育長	足立 一志
監査委員	安永 紀雄
総務部長	大川 康久
保健福祉部長	早瀬 晴美
産業建設部長	渡部 博憲
出納局長	仙波 晴樹
教育委員会 事務局 局長	住田 民章
総務課長	友田 秀樹
財政課長	田中 志延
税務課長	塩梅 敬介

危機管理課長	金子裕之
町民課長	渡辺司
福祉課長	平村展章
保険課長	柏原正
子育て支援課長	大西雅弘
健康課長	佐藤真一
まちづくり課長	山田善仁
産業課長	田中俊臣
会計課技監	永井仁
上下水道課長	住田俊哉
学校教育課長	金子貴徳
社会教育課長	三原三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	楠田匡志
議会議務局 書記	徳本敏子

令和5年松前町議会第3回定例会

議事日程表

No. 1

	令和5年9月19日(火)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第3号	専決処分の報告について(R4-5雨対第1号-1筒井地区 幹線排水路改修工事変更請負契約の締結)	
	上程	報告	質疑
日程第5	報告第4号	令和4年度決算に係る財政指標の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第6	議案第59号	災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第60号	松前町第8分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結に ついて	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第61号	江川住宅外壁改修工事(3・4棟)請負契約の締結について	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第9	議案第62号	R5-6雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契 約の締結について	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第63号	松前町道路線の廃止について	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第11	議案第64号	松前町道路線の認定について	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第12	議案第65号	人権擁護委員候補者の推薦について	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第13	議案第66号	人権擁護委員候補者の推薦について	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第14	議案第67号	人権擁護委員候補者の推薦について	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決

日程第15	議案第68号	人権擁護委員候補者の推薦について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第16	議案第69号	令和4年度松前町歳入歳出決算認定について
上程	提案理由説明	監査委員報告 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第17	議案第70号	令和4年度松前町水道事業会計決算認定について
上程	提案理由説明	監査委員報告 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第18	議案第71号	令和4年度松前町下水道事業会計決算認定について
上程	提案理由説明	監査委員報告 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第19	議案第72号	令和5年度松前町一般会計補正予算(第4号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第20	議案第73号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第21	議案第74号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第22	議案第75号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第23	議案第76号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第24	議案第77号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第25	議案第78号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決



○議長（住田英次） 西村元一議員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

午前9時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年松前町議会第3回定例会を開会します。

~~~~~

### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

日中はまだまだ厳しい暑さが続いておりますが、揺れる稲穂や虫の音が秋の訪れを感じさせる季節となりました。

本日、令和5年松前町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、ありがとうございました。

本議会におきましては、令和5年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会は、私にとりましては2期目の任期の締めくくりの議会となります。この4年間を振り返りますと、任期の大半をコロナ対策に費やしましたが、一方でコロナ禍におきましても町民お一人お一人が日々感じる幸せを実感しながら笑顔で暮らせる松前町を目指し、5つのまちづくりに取り組んでまいりました。

まず、活力あふれるにぎわいづくりにつきましては、町が誇る偉人、義農作兵衛の精神を体現する活動を継続して行っている個人や団体の功績を表彰し、義農作兵衛を知ってもらう第一歩になることを願って義農大賞を創設しました。第1回義農大賞は、165件の応募の中から、義農大賞には2団体、地域功労賞には1団体が選ばれ、昨年4月に表彰式を行いました。義農作兵衛と松前町の知名度向上に一定の効果があったと考えています。

笑顔で暮らせる健康づくりでは、町ぐるみで健康づくりを推進するために、令和2年から健康づくりフォーラムをはじめ、各種の健康づくりに関連した施策を実施しています。昨年からは、北海道まつまえ町と姉妹都市ウォーキング累積歩数競争を始めました。また、令和2年4月には、子育て世代包括支援センターはぐはぐを開設し、ワンストップ相談窓口として妊娠期から子育て期までの子育て世代の皆様の多様な相談を受け付けています。令和3年度からは、産後のお母さんのケアの充実を図るなど、安心して子育てができる町を目指してきました。

豊かな心を育む人づくりでは、ホッケーのまちづくりを推進してきました。オリンピッ

ク選手によるホッケー教室や中学生を対象とした大会などを開催したことで、ホッケーの普及につながり、競技人口も増加し、町内からユースの日本代表が選ばれるなど、競技力も次第に向上しており、ホッケーの聖地・松前町に向けて前進していると感じています。

安全・安心な生活環境づくりと快適で暮らしやすい基盤づくりでは、主に災害対策を重点的に行ってきました。建物倒壊などによる被害を防ぐため、木造住宅の耐震化やブロック塀の除却に係る経費に対する補助を通して、多くの皆さんにいつ起こるか分からない災害への備えをしていただけたと思います。また、雨水による浸水被害を軽減するために、筒井地区の幹線排水路の改修や雨水貯留施設と塩屋地区の排水機場の整備に取り組んでいるところです。

あと僅かになりましたが、任期の締めくくりに向け、これまでの取組の総仕上げに取り組んでまいりたいと思います。

それでは、令和5年第3回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、地球温暖化を防止するために実施している脱炭素事業について申し上げます。

今年度、家庭から排出される生ごみの減量化対策として、電気式生ごみ処理機の購入費用に対する補助制度を設けました。購入費用の2分の1以内の額で、上限3万円を補助するものです。予算の範囲内での補助となっておりますが、今年度の予算にはまだ余裕がありますので、ぜひこの補助金を活用して購入していただきたいと思います。

次に、バイオマス事業として実施しておりますひまわり栽培について、今年度は公募で栽培希望者を募ったところ、多くの方に御協力をいただき、例年に比べ、栽培面積を約7,000平方メートル拡大することができました。また、ひまわりの景観の美しさを生かした地域活性化の取組も行われ、町内の多くの場所で元気なひまわりの花が私たちの心を和ませてくれました。

また、昨年度から実施している省エネキャンペーンを今年度も継続して実施しています。7月、8月の電気使用量のいずれか、または両月分とも前年よりも削減できた方の中から、削減率上位200名の方に商品券をプレゼントいたします。応募の締切りは10月10日になっていきますので、この夏、節電に取り組んでいただいた方はぜひ御応募ください。

今後も、町民お一人お一人ができる身近な環境保全の取組をサポートしながら、脱炭素社会への意識の向上を図りたいと考えています。

次に、まさき町夏祭りについて申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされていたまさき町夏祭りを、先月5日に4年ぶりに開催することができました。町内外から大勢の方々に御参加、御来場をいただき、大変にぎわいのある夏祭りになりました。塩屋海岸で行われた恒例のはんざり競漕H-1グランプリでは、高校対抗の部第5回はんざり甲子園に初めて今治工業高

校と愛媛大学附属高校に出場いただいたほか、松山近郊の高等学校を含めた10校、22チームにより熱戦が繰り広げられ、地元の伊予高校がワールドレコードを更新して見事初優勝を果たしました。また、一般団体の部でもワールドレコードが塗り替えられるなど、非常に盛り上がりのある大会となりました。この熱い戦いの様子は、今月初めにテレビ番組で放送され、松前町の伝統行事、はんぎり競漕を広く発信することができました。

また、松前公園では、新たな試みとして、ドローンショー、フリースタイルダンス、泡フェス、伊予高校との連携イベントを開催し、たくさん子どもたちに参加、体験していただきました。特に、フィナーレを飾ったドローンショーは、県内での実施事例が極めて少なく、ほとんどの方にとって初めて見るものであったこともあり、ドローンによる光のショーに興奮と感動を覚えていただけたのではないかと思います。

今後も、より魅力あるイベントの開催を検討し、町内外からさらに大勢の方々に御来場いただけるよう、にぎわいと活力のあるまちづくりに努めてまいります。

次に、重信川の治水事業の促進について申し上げます。

7月18日、19日の2日間、重信川流域の3市2町が加盟する重信川・石手川治水同盟会の活動として、国土交通省事務次官をはじめとする幹部職員及び県選出国會議員に面会し、重信川の治水事業の促進を要望しました。重信川は急峻な扇状地河川であり、豪雨によって増水すると局所的な深掘れや堤防漏水などの被害が頻発しています。万一、洪水で堤防が決壊し、大規模な氾濫が発生した場合には、本町の大半が浸水する想定となっており、甚大な被害が発生することが想定されます。このため、堤防決壊のおそれのない堤防補強が急務となっており、地域の安全・安心、そして地域経済を支えるため、重信川の治水事業の促進について、今後も要望活動を継続して行いたいと考えています。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

先月19日から21日までの3日間、岡山県で第53回全日本中学生ホッケー選手権大会が開催され、松前ホッケークラブ女子部が3年連続3回目の出場をしました。他県の強豪チームを相手に健闘しましたが、結果は1分け1敗となり、残念ながら予選リーグ敗退となりました。まだまだ全国の壁の厚さを痛感することになりましたが、また来年の大会に向けてリベンジを果たしたいと、生徒たちも目を輝かせ練習に取り組んでいます。

また、全国高等学校総合体育大会のホッケー競技が7月29日から北海道札幌市で行われ、伊予高等学校ホッケー部が男女そろって出場しました。男子部は慶應義塾高校と対戦し、残念ながら初戦で敗退しましたが、女子部は開催地の江別高校との対戦になり、伊予高校が終始優位に試合を運び、3対0で初出場初勝利を飾りました。準々決勝では、昨年度優勝校の丹生高校との試合となり、強豪チーム相手に残念ながら健闘及ばず、0対7で敗れましたが、インターハイ初出場でベスト8の快挙を成し遂げ、旋風を巻き起こしました。

なお、伊予高校女子部からは2名の大会優秀選手が選出され、さらに同校女子部の松前町の平井愛乃選手がアンダー18ユース日本代表に選ばれ、今月4日から行われたアンダー18女子ユース日韓交流事業に参加をし、最終戦で貴重な同点ゴールを決めるなど、活躍してくれました。将来の女子ホッケー日本代表、さくらジャパンを目指して、ぜひ頑張ってくださいたいと思います。

今後も引き続き、ホッケーの聖地・松前町を目指し、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

次に、松前町戦没者追悼式について申し上げます。

先月25日、町内外の遺族会をはじめ関係団体の方々に御参列をいただき、令和5年度松前町戦没者追悼式を開催いたしました。本年度の戦没者追悼式は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことから、コロナ前の規模に戻して式典を開催したほか、初めて町内小学生の代表による作文発表を行いました。発表者からは、修学旅行で訪れた原爆の子の像に千羽鶴を奉納した体験を基に、私たちは戦争について知り、戦争で亡くなられた方を思い、戦争のない世界を祈っていききたいとの強い発表がありました。

今後も、本町が心安らぐ町であり続けるよう、力を合わせて住みよいまちづくりに取り組んでまいります。

次に、健康づくりの推進について申し上げます。

今月2日に、松前総合文化センターで第3回松前町健康づくりフォーラムを開催しました。「食べる力をつけて人生100年時代の健康寿命を延ばす」というテーマの下、午前中のステージイベントでは、料理研究家のベリッシモ・フランチェスコさん、真鍋摩緒さん、中村和憲さんをお迎えし、本町特産のはだか麦を使って簡単に作れるメニューを実演していただくクッキングショーを実施しました。午後からは、親子でフルーツサンドを作る体験教室や、ベリッシモさんによるトークショー、魚のさばき方教室など、各種の体験イベントを実施しました。また、このフォーラムに合わせて、結婚50周年を迎えられる御夫婦をお祝いする金婚者表彰や、まさき健康川柳の町民賞を決める住民投票を行いました。

今回のフォーラムは、子どもから大人まで幅広い年齢層の方に御参加いただき、楽しみながら食と健康を学んでもらうよい機会となりました。引き続き、様々な健康づくりの取組を行い、本町の健康づくりを推進してまいりたいと考えています。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件2件、条例案件1件、決算認定3件、予算案件4件、その他議決を求めるもの5件、同意を求めるもの3件、意見を求めるもの4件、合わせて22件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し

上げまして、挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

3番池田幸子議員、5番渡部恵美議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る9月11日の議会運営委員会で協議の結果、本日から10月10日までの22日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月10日までの22日間と決定いたしました。

~~~~~

## 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（R4-5雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事変更請負契約の締結）（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第4、報告第3号専決処分の報告について（R4-5雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事変更請負契約の締結）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第3号専決処分について報告いたします。

筒井地区幹線排水路改修工事について、契約金額を増額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決第4号として7ページのとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせます。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 報告第3号専決第4号について補足して説明させていただきます。

議案書は5ページですが、参考資料により説明させていただきます。

参考資料5ページを御覧ください。

工事名はR4-5雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事です。施工場所は伊予郡松前町大字筒井、施工業者は株式会社桃建設です。当初の請負契約日は令和4年9月9日、変更契約日は令和5年6月28日で、当初の請負金額8,360万円から変更後8,669万2,000円と309万2,000円の増額をしたものです。

変更の概要は、既設上水道管が支障となったため移設を行う必要があったこと、及び掘削断面内にコンクリート殻が混入していたため撤去、処分を行う必要があったものです。6ページに水道の支障箇所の位置図、7ページにコンクリート殻混入箇所の位置図を添付してあります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第3号を終わります。

~~~~~

**日程第5 報告第4号 令和4年度決算に係る財政指標の報告について（上程、報告、質疑）**

○議長（住田英次） 日程第5、報告第4号令和4年度決算に係る財政指標の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第4号令和4年度決算に係る財政指標について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告するものです。

内容につきましては、健全化判断比率については田中財政課長に、資金不足比率については住田上下水道課長にそれぞれ説明させます。

○議長（住田英次） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 報告第4号について補足して説明いたします。

参考資料のほうの9ページをお願いします。

健全化判断比率は、財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより、団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。財政健全化を判断するための指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標があります。それぞれの指標の状況のところに記載しています早期健全化基準とは、財政が悪化している状況とみなされる基準であり、財政再生基準とは、財政が著しく悪化しており自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況とみなされる基準です。

まず、1番、実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和4年度の一般会計における決算での実質収支が黒字であるため、実質赤字には該当しません。

次のページをお願いします。

2番、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計や公営企業会計など、全ての会計を合算することにより、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和4年度の全会計における決算での実質収支等の合計額が黒字であるため、連結実質赤字には該当しません。

次に、3番、実質公債費比率は、全会計及び一部事務組合等を対象とする指標で、一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の程度を示す比率です。令和4年度の実質公債費比率は9.4%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

次のページをお願いします。

4番、将来負担比率は、全会計及び一部事務組合等の地方債の償還に充てられる見込額や職員の退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率のことで、令和4年度の将来負担比率は74%となっており、早期健全化基準の350%を下回っています。

なお、監査委員の審査意見書が議案書のほうの14ページについておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 続きまして、公営企業の資金不足比率について補足して説明いたします。

参考資料の12ページ、13ページをお願いします。

資金不足比率とは、資金の不足状況を指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

まず、1番……

（「ちょっと大きい声で言うてや。聞こえにくいので」の声あり）

まず、1番、水道事業会計の資金不足比率は、令和4年度水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っており資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していません。

次に、2番、下水道事業会計の資金不足比率につきましても、令和4年度下水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っており資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していません。

なお、監査委員の審査意見書が議案書の16ページと17ページについていますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第59号 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第6、議案第59号災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第59号について提案理由を申し上げます。

大規模災害からの復興に関する法律に基づき、本町に派遣された関係行政機関等の職員に対して災害派遣手当を支給するため、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律により新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第59号について補足して説明をいたします。

議案書は19ページからですが、参考資料で説明いたします。

参考資料15ページを御準備ください。

今回の改正は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、関係行政機関等の職員が



本町に派遣された際の災害派遣手当を支給するため、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律により新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の概要については、2の改正の概要を御覧ください。

まず、(1)の災害派遣手当支給対象の追加については、復興計画の作成や復興整備事業の実施のために派遣された関係行政機関等の職員に対し、災害派遣手当を支給できるようにするものです。

次に、(2)の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う手当名称等の変更については、引用条文の条ずれを訂正するとともに手当名を新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当から特定新型インフルエンザ等対策派遣手当へ名称変更します。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で議案第59号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第59号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第60号 松前町第8分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第7、議案第60号松前町第8分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第60号について提案理由を申し上げます。

松前町第8分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 議案第60号松前町第8分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について補足して説明させていただきます。

議案書は23ページですが、参考資料により御説明いたします。

参考資料17ページを御覧ください。

入札日は令和5年8月3日、入札方法は低入札価格調査制度を用いた入札後審査型一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和6年3月31日の予定としております。

入札参加業者は、株式会社三洋建設、松前土建株式会社の2者です。入札の結果、松前土建株式会社が予定価格の範囲内の価格で低入札調査基準価格以上の有効な入札を行いましたので、松前土建株式会社を落札者として、5,937万8,000円で仮契約を行っております。

18ページに立面図、19ページが配置図になります。20ページに平面図、21ページに立面図をつけております。

22ページが入札の執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格5,745万7,660円に対し、入札金額は5,398万円で、落札率は93.9%となります。なお、株式会社三洋建設は、松前町低入札調査価格要領第4条の判定基準により失格となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第60号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第61号 江川住宅外壁改修工事（3・4棟）請負契約の締結について

（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建

設) )

○議長（住田英次） 日程第8、議案第61号江川住宅外壁改修工事（3・4棟）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第61号について提案理由を申し上げます。

江川住宅外壁改修工事（3・4棟）請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 議案第61号江川住宅外壁改修工事（3・4棟）請負契約の締結について補足して説明させていただきます。

議案書は25ページですが、参考資料より説明いたします。

参考資料の23ページを御覧ください。

施工場所は伊予郡松前町大字筒井です。入札日は令和5年8月3日、入札方法は低入札価格調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、令和6年1月31日の予定としています。

入札参加者は、松前土建株式会社のみです。入札の結果、松前土建株式会社が予定価格制度の範囲内の価格で低入札調査基準価格以上の有効な入札を行いましたので、松前土建株式会社を落札者とし、5,830万円で仮契約を行っております。

次に、参考資料24ページが位置図となります。25ページ、26ページが3号棟の立面図、27ページ、28ページが4号棟の立面図となります。

29ページを御覧ください。

入札執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格5,589万9,200円に対して、入札金額は5,300万円で、落札率は94.8%となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第62号 R5-6雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第9、議案第62号R5-6雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第62号について提案理由を申し上げます。

筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(住田英次) 永井会計課技監。

○会計課技監(永井 仁) 議案第62号R5-6雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について補足して説明いたします。

議案書は27ページですが、参考資料により説明をいたします。

参考資料31ページを御覧ください。

入札日は令和5年8月23日、入札方法は低入札価格調査制度を用いた入札後審査型一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和6年7月10日の予定としております。

入札参加業者は、有限会社アールケイ総合開発、株式会社アイテック、有限会社井戸熊建設、有限会社一貴産業、株式会社鈴木建設、松前土建株式会社、株式会社桃建設の7者です。入札の結果、松前土建株式会社が予定価格の範囲内の価格で低入札調査基準価格以上の有効な入札を行いましたので、松前土建株式会社を落札者とし、6,820万円で仮契約を行っております。

次に、32ページに位置図をつけております。33ページに平面図、34ページに水路の標準断面図を添付しております。

35ページを御覧ください。

入札の執行表となります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格6,523万2,835円に対して、入札金額は6,200万円で、落札率は95.0%となります。なお、株式会社アイテックと有限会社一貴産業は低入札調査価格対象者となりましたが、両者とも辞退しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第62号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第63号 松前町道路線の廃止について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

日程第11 議案第64号 松前町道路線の認定について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第10、議案第63号松前町道路線の廃止について及び日程第11、議案第64号松前町道路線の認定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第63号及び議案第64号について一括して提案理由を申し上げます。

議案第63号については、町道西2号線の廃止について道路法第10条第3項の規定により、議案第64号については、町道西2号線及び町道東181号線の路線の認定について道路法第8条第2項の規定により、それぞれ議決を求めるものです。

内容につきましては、山田まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 議案第63号について補足して御説明いたします。

参考資料の37ページを御覧ください。

松前町道の路線を廃止する町道西2号線は、松前町大字北川原北ノ川原1604番地先を起点とし、大字北川原字西開855番地先を終点とする延長863.7メートルの町道であり、議案第64号でこの町道の終点の位置を変更することにしています。道路法の定めでは、路線の起点または終点を変更する場合、旧路線の廃止と新路線の認定という2つの手続が必要となり、本議案で路線の廃止を行うものです。

続いて、議案第64号について補足して御説明いたします。

参考資料の39ページを御覧ください。

松前町道の路線を認定する町道西2号線は、松前町大字北川原字北ノ川原1604番地先を起点とし、大字筒井北新田1456番1地先を終点とする延長896.5メートルの町道です。この路線は、終点の国近川に架かる塩屋橋が令和5年6月19日付けで県から町に引継ぎされたことから、町道の終点の位置を変更し、新たに路線の認定を行うものです。

次に、参考資料の40ページを御覧ください。

松前町道の路線を認定する町道東181号線は、松前町大字北黒田字戎17番1地先を起点とし、大字南黒田字横田1番1地先を終点とする延長123.6メートルの町道です。この路線は、町道東16号線と現在整備に向け準備を進めている南黒田工業団地を結ぶ新設道路であり、人、物の移動を確保するため、新たに路線を認定し、道路を整備するものです。

以上で議案第63号及び議案第64号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第63号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第63号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

議案第64号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第64号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第13 議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第14 議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第15 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第12、議案第65号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第15、議案第68号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第65号から議案第68号までについて一括して提案理由を申し上げます。

任期満了に伴う人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、それぞれ意見を求めるものです。

内容につきましては、三原社会教育課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 議案第65号から議案第68号について補足して御説明いたします。

令和5年12月31日をもって4名の人権擁護委員の任期が満了となるため、後任委員として次の4名を候補者として推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

まず、議案書33ページをお願いいたします。

議案第65号、住所、伊予郡松前町大字浜901番地、氏名、水本諭氏、生年月日、昭和23年9月20日です。

議案書34ページから35ページに参考として水本諭氏の経歴を記載しておりますので、御一読ください。

続きまして、議案書37ページをお願いいたします。

議案第66号、住所、伊予郡松前町大字鶴吉771番地2、氏名、松田雅子氏、生年月日、昭和27年4月23日です。

同じく、議案書38ページから39ページに参考として松田雅子氏の経歴を記載しておりますので、御一読ください。

次に、議案書41ページをお願いいたします。

議案第67号、住所、伊予郡松前町大字恵久美456番地、氏名、郷田和美氏、生年月日、昭和27年2月1日です。

議案書42ページから43ページに参考として郷田和美氏の経歴を記載しておりますので、御一読ください。

次に、議案書45ページをお願いいたします。

議案第68号、住所、伊予郡松前町大字北川原1122番地1、氏名、岡本明氏、生年月日、昭和31年12月15日です。

議案書46ページに参考として岡本明氏の経歴を記載しておりますので、御一読ください。

以上で4名の方の補足の御説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第65号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第65号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第66号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第66号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第67号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第67号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第68号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第68号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第16 議案第69号 令和4年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第16、議案第69号令和4年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第69号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の令和4年度歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、仙波出納局長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 仙波出納局長。

○出納局長（仙波晴樹） それでは、令和4年度松前町歳入歳出決算認定の内容について御説明いたします。

各会計の歳入歳出決算書は、関係法令の定めるところにより調製いたしました。また、各会計の決算につきましては、令和5年7月19日から8月3日にわたり、安永監査委員、伊賀上監査委員により審査をしていただき、8月17日に監査意見書により報告を受けましたので、これを付して議会の認定をお願いをするものです。

内容が多岐にわたるため、歳入につきましては会計ごとに調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の歳入合計を、歳出につきましては会計ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の歳出合計をもって説明とさせていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、会計ごとに作成している歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び決算の議案書115ページ以降の財産に関する調書につきましては、決算の附属書類となりますので御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、まず一般会計です。

決算の議案書の7ページを御覧ください。以下、9ページまでが令和4年度松前町一般会計歳入歳出決算の歳入になります。

9ページ、一番下の段の歳入合計は、調定額126億3,362万8,160円、収入済額123億8,598万5,028円、不納欠損額218万7,114円、収入未済額2億4,545万6,018円です。

次に、10ページを御覧ください。次の11ページまでが一般会計歳入歳出決算の歳出になります。

11ページ、一番下の段の歳出合計は、予算現額126億7,297万9,000円、支出済額117億3,277万6,970円、翌年度繰越額1億3,688万1,000円、不用額8億332万1,030円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は6億5,320万8,058円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

次に、国民健康保険特別会計です。

72ページを御覧ください。

令和4年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額33億473万3,810円、収入済額32億5,654万6,678円、不納欠損額254万3,843円、収入未済額4,564万3,289円です。

次に、73ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額32億6,040万5,000円、支出済額31億6,182万3,865円、翌年度繰越額0円、不用額9,858万1,135円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は9,472万2,813円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

86ページを御覧ください。

令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額5億1,035万9,548円、収入済額5億1,005万5,137円、不納欠損額0円、収入未済額30万4,411円です。

次に、87ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額5億550万2,000円、支出済額4億9,198万800円、翌年度繰越額0円、不用額1,352万1,200円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は1,087万4,337円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定です。

93ページを御覧ください。

令和4年度松前町介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額29億9,920万1,173円、収入済額29億9,595万8,931円、不納欠損額77万4,010円、収入未済額246万8,232円です。

次に、94ページを御覧ください。

介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額30億2,983万8,000円、支出済額29億949万2,915円、

翌年度繰越額0円、不用額1億2,034万5,085円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は8,646万6,016円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

最後に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定です。

109ページを御覧ください。

令和4年度松前町介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額1,528万4,865円、収入済額も同額の1,528万4,865円、不納欠損額0円、収入未済額0円です。

次に、110ページを御覧ください。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額1,160万1,000円、支出済額1,035万6,866円、翌年度繰越額0円、不用額124万4,134円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は492万7,999円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

以上で内容についての御説明を終わります。

**○議長（住田英次）** 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

**○監査委員（安永紀雄）** それでは、令和4年度松前町一般会計・各特別会計の決算審査及び基金運用状況審査について御報告いたします。この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要等内容については、お手元に配付いたしております意見書のとおりでございます。

審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証拠書類等につき、関係諸帳票と調査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について確認いたしました。あわせて、関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算執行の状況についても適正であると認められました。

なお、以下の項目について検討、努力をお願いするものです。

1、財政運営について、財政諸指数は良好な状態にあると認められます。経常収支比率は84.1%と、新型コロナウイルス感染症対策の影響によって事務事業が中止、縮小されるなど、経常的な支出が減少した前年度の79.2%と比べ、財政の硬直化を示す指数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の状況に戻つつあります。実質公債費比率は9.4%と、大規模施設の整備のために借り入れた地方債の償還が始まったことに加え、臨時財政

対策債発行額の減額の影響で、前年度の8.9%と比べ、ポイントは上がりました。前年度78.1%あった将来負担比率は、積算根拠の基礎となる財政調整基金残高の増加、地方債現在高の減少により、74.0%と昨年より若干改善しています。

一般会計においては、深刻化する少子高齢化への対策をはじめ、上昇する後期高齢者医療や障がい福祉に係る給付費、町内施設整備などの建設費用、一部事務組合や企業会計への負担金など、今後も高い水準での経費負担が見込まれます。既存の経常経費の節減に努めるとともに、特定財源の確保や基金の見直しなど、絶え間ない取組により、さらに適正な財政運営を心がけてください。

2、事務事業評価シートを活用した事務内容の見直しについては評価されるもので、事務事業評価制度について多様化するニーズや社会情勢の変化を的確に把握し、事業の必要性や目的を明らかにして、業務改善や事務事業の再編、整理を行うなど、さらに深化させ、引き続き課題の抽出、新たな視点や柔軟な発想による改革に努めてください。

3、目指すべきデジタル社会のビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う町の役割は極めて重要なものとなります。自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性の向上とともに、デジタル技術等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげ、費用の妥当性や業務の汎用性の可能性を点検できる組織運営を実現してください。

4、新型コロナウイルス感染症が社会に与える影響は収束の方向ですが、今後もウクライナ紛争をはじめとする社会情勢の混乱及び人口減少社会の進展など、財政運営に及ぼす不安材料は少なくありません。第5次松前町総合計画の施策及び公約の実現のため、地方公共団体として自主性及び自立性を十分に発揮し、町民と共に知恵と力を出し合い、生きる喜びあふれるまちづくりを強く期待するものです。

以上をもちまして審査の結果報告を終わります。

○議長（住田英次） 監査委員の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第69号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第17 議案第70号 令和4年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第18 議案第71号 令和4年度松前町下水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第17、議案第70号令和4年度松前町水道事業会計決算認定について及び日程第18、議案第71号令和4年度松前町下水道事業会計決算認定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第70号及び議案第71号について一括して提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、松前町の水道事業会計及び下水道事業会計の令和4年度決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、住田上下水道課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 令和4年度松前町水道事業会計決算について補足して説明いたします。

決算の議案書279ページ、令和4年度松前町水道事業会計決算書をお願いします。

次のページ、280ページをお願いします。

こちらの決算報告書によりまして、予算に対する決算状況を説明いたします。

収益的収入及び支出について、収入では決算額4億4,302万2,234円で、予算額に比べ1,680万9,766円の減となっています。支出では決算額4億4,615万989円で、不用額4,512万4,011円となっています。

281ページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入では決算額9,164万5,200円で、予算額に比べ6,192万5,800円の減となっています。支出では決算額2億6,793万4,319円で、不用額6,275万4,681円となっています。

資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、収入額が支出額に対し1億7,628万9,119円不足となりますが、281ページ下段に記載してありますとおり、この不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額727万3,428円及び過年度分損益勘定留保資金1億6,901万5,691円で補填します。

続きまして、282ページ、283ページをお願いします。

令和4年度松前町水道事業損益計算書について説明いたします。

当年度は、283ページの下から3行目にありますように1,098万3,235円の純損失となりました。よって、前年度繰越利益剰余金1億244万9,960円から当年度の損失を除くことにより、当年度未処分利益剰余金が9,146万6,725円となりました。

続きまして、284ページをお願いします。

令和4年度松前町水道事業剰余金計算書になります。こちらは、287ページの貸借対照表における7の剰余金の変動状況を表していますので御参照願います。

次の285ページの令和4年度松前町水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、剰余金等の処分計算について表しているものであり、今回における処分はございません。

続きまして、286ページをお願いします。

令和4年度松前町水道事業貸借対照表ですが、資産の部のうち1の固定資産では、年度末の固定資産合計は一番右の列の一番上に記載していますとおり、48億9,987万4,105円となりました。

また、2の流動資産では、年度末の流動資産合計は9億8,777万6,521円となりました。この結果、資産合計は58億8,765万626円となっています。

続いて、287ページ上段の負債の部のうち3の固定負債では、年度末の固定負債合計は27億3,961万452円となりました。

また、4の流動負債では、年度末の流動負債合計は2億3,167万8,340円となりました。

次の5の繰延収益では、年度末の繰延収益合計は16億8,165万2,785円となりました。この結果、負債合計は46億5,294万1,577円となっています。

次に、その下の資本の部のうち6の資本金では、年度末の資本金合計は9億1,841万5,386円となりました。

また、7の剰余金では、年度末の剰余金合計は3億1,629万3,663円となりました。

これらの結果、資本合計は12億3,470万9,049円となり、負債資本の合計額は資産合計と同額の58億8,765万626円となるものです。

なお、288ページ以降につきましては、会計方針に係る注意事項や事業報告書、キャッシュフロー計算書や収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で水道事業会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、令和4年度松前町下水道事業会計決算について補足して説明いたします。

決算の議案書326ページ、令和4年度松前町下水道事業会計決算書をお願いします。

次のページ、327ページをお願いします。

こちらの決算報告書によりまして、予算に対する決算状況を説明いたします。

収益的収入及び支出について、収入では決算額 5 億3,019万8,788円で、予算額に比べ 2,162万9,212円の減となっています。支出では決算額 4 億2,342万9,415円で、不用額 1,274万5,585円となっています。

328ページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入では決算額 2 億6,687万50円で、予算額に比べ 3,171万3,950円の減となっています。支出では決算額 5 億159万7,627円で、不用額 2,960万4,373円となっています。

資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、収入額が支出額に対し 2 億 3,472万7,577円不足となりますが、328ページ下段に記載してありますとおり、この不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,133万7,695円、当年度分損益勘定留保資金 1 億3,033万5,631円、当年度未処分利益剰余金1,753万9,916円及び減債積立金6,551万4,335円で補填します。

続きまして、329ページ、330ページをお願いします。

令和 4 年度松前町下水道事業損益計算書について説明いたします。

当年度は、330ページの 1 行目にありますように9,328万1,087円の純利益となりました。その他未処分利益剰余金変動額6,747万1,272円を加えることにより、当年度未処分利益剰余金は 1 億6,075万2,359円となりました。

続きまして、331ページをお願いします。

令和 4 年度松前町下水道事業剰余金計算書ですが、334ページの貸借対照表における 7 の剰余金の変動状況を表していますので、御参照願います。

次の332ページの令和 4 年度松前町下水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、剰余金等の処分計算について表しているものです。案のとおり、未処分利益剰余金のうち減債積立金への積立てとして9,328万1,087円、資本金への組入れとして6,747万 1,272円を処分させていただくこととしております。

続きまして、333ページをお願いします。

令和 4 年度松前町下水道事業貸借対照表ですが、資産の部のうち 1 の固定資産では、年度末の固定資産合計は一番右の列の一番上に記載してありますとおり、86億5,982万1,609円となりました。

また、2 の流動資産では、年度末の流動資産合計は7,933万7,454円となりました。この結果、資産合計は87億3,915万9,063円となっています。

続いて、334ページ上段の負債の部のうち 3 の固定負債では、年度末の固定負債合計は 40億9,081万9,673円となりました。

また、4 の流動負債では、年度末の流動負債合計は 3 億2,012万7,001円となりました。

次の 5 の繰延収益では、年度末の繰延収益合計は31億7,600万5,921円となりました。こ



の結果、負債合計は75億8,695万2,595円となっています。

次に、その下の資本の部のうち6の資本金では、年度末の資本金合計は1億6,589万2,908円となりました。

また、7の剰余金では、年度末の剰余金合計は9億8,631万3,560円となりました。

これらの結果、資本合計は11億5,220万6,468円となり、負債資本の合計額は資産合計と同額の87億3,915万9,063円となるものです。

なお、335ページ以降につきましては、会計方針に係る注意事項や事業報告書、キャッシュフロー計算書や収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で下水道事業会計決算の補足説明を終わります。

**○議長（住田英次）** 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

**○監査委員（安永紀雄）** それでは、令和4年度松前町水道事業会計及び令和4年度松前町下水道事業会計の決算審査について御報告をいたします。この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要等内容については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。

審査の方法は、町長から提出された決算書が各事業の財政状態及び経営状況を適正に表示しているか、また経済性の発揮及び公共の福祉を増進するように経営が行われているかどうかを検証するため、決算書、会計帳票及び証拠書類との照合確認を行うとともに、担当職員の説明を聴取して審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令の規定に基づいて作成されており、計数は正確で、各事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されていると認められました。

初めに、水道事業会計については、以下の項目について検討、努力をお願いするものです。

1、収益的収支は、総収益が4億645万409円で、これに対する総費用は4億1,743万3,644円であることから、純損失は1,098万3,235円となっており、前年度に比べて1,258万8,279円改善しています。これは、営業費用の減や企業債利息の支払い減によるものであり、今後も給水人口の減少が見込まれることから、さらに厳しい状況が予想されますので、経常経費の削減や水道料金の徴収向上など、経営改善に向けて取組に努めてください。

2、資本的収支は、資本的収入が9,164万5,200円で、これに対する資本的支出は2億6,793万4,319円となることから、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億7,628万

9,119円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。前年度に比べ建設改良工事が減少したことで、収入、支出ともに減少しています。配水管の新設、改良工事に加え、今後も第6次拡張事業の浄水場施設など、計画的な建設に伴う資本費の増加が見込まれます。最適規模の施設による効率的な運営を目指すとともに、長期的な財政計画に基づいた安定的な経営に努めてください。

3、数年、経営の健全性を示す経常収支比率について、健全経営の水準とされる100%を下回る状態が続いています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、当年度は改善しているものの、事業に必要な費用が給水収益で賄い切れていない状況も続いています。将来の更新需要にも備え、水道料金の見直しを含めた経営改善を目指す計画の早期策定を望みます。

4、安全な飲料水を安定的に供給できる基盤づくりを目指し、令和3年度から10年間で計画期間とした松前町水道事業経営戦略が策定されています。この経営戦略の基本方針に基づいた計画的な経営の実行と経営環境の変化に対応する質の高い見直しにより、将来にわたって安定的な事業継続を強く期待するものです。

次に、下水道事業会計においては、次の項目について検討、努力をお願いするものです。

1、収益的収支は、総収益が5億1,709万3,409円で、これに対する総費用は4億2,381万2,322円であることから、純利益は9,328万1,087円となっており、前年度に比べて2,580万9,815円増加しています。収益的収支は、経費負担区分に基づき一般会計が負担することとされている経費が含まれており、今後も適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則に立ち、経営の健全化に努めてください。

2、資本的収支は、資本的収入が2億6,687万50円で、これに対する資本的支出は5億159万7,627円となることから、資本的収入額が資本的支出額に不足する2億3,472万7,577円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金などで補填されています。企業債の動向に注意しながら運営を続けてください。

3、主な事業は、事業計画内未整備地区の管渠新設工事であり、計画的に推進していることにより、着実に整備率及び普及率を伸ばしています。一方、整備区域の拡大に伴い有収水量は増加するものの、下水道使用料の現年度分収入が減少し、未収納額は増加する状態が生じています。また、水洗化率については82.3%と、前年度に比べて0.6%増加しています。収益の基盤である下水道使用料を徴収できるよう整備済区域における未接続世帯の早期接続の促進を図り、より適切な運営に向けて経営努力を続けてください。

4、水質保全と美しく快適な居住環境づくりの計画的推進を目指し、令和3年度からの10年間で計画期間とした松前町下水道事業経営戦略が策定されています。この経営戦略の基本方針に基づいた事業推進に努めるとともに、決算分析や社会状況の変化を捉えた事後

検証を行うことにより、将来にわたって安定的な事業継続を強く期待するものです。

以上をもちまして令和4年度松前町水道事業会計及び令和4年度松前町下水道事業会計の審査の結果報告を終わります。

○議長（住田英次） 監査委員の報告を終わります。

議案第70号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第70号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算建設常任委員会へ付託しました。

議案第71号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第71号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第19 議案第72号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第20 議案第73号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第21 議案第74号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第22 議案第75号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第19、議案第72号令和5年度松前町一般会計補正予算第4号、日程第20、議案第73号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第21、議案第74号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号及び日程第22、議案第75号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号の4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第72号から議案第75号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書5ページをお開きください。

令和5年度松前町一般会計補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,747万円を追加し、総額を125億8,221万4,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により説明いたします。

参考資料の41ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、水害が発生した場合に海岸沿いや重信川等の流域で警戒や救助活動を行う消防団員の身の安全を守るため、消防団員の救命胴衣を購入するほか、防災・減災対策として、大雨時の溢水による浸水被害の解消を図るため、ダンダラ川護岸改修工事を行うほか、北伊予忠魂碑について地震発生時の倒壊による隣接民家への被害を防ぐため、補強工事を行います。また、防犯対策として、還付金詐欺等の特殊詐欺や強盗による被害を未然に防止することを目的として、自宅にカメラ付きインターホンを設置する高齢者世帯に対し設置費用の一部を補助します。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、子育て支援の充実のため、子ども医療費を無償とする対象者について令和6年4月診療分から、現在の義務教育終了までの者から18歳に到達する年の年度末までの者に拡大するため、制度改正に向けた準備を進めます。また、黒田保育所と小富士保育所に設置している遊具について安全面に不備があるため、現在の遊具を撤去し、新たに遊具を設置することにより、利用する子どもの安全と安心を確保します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、教育環境の整備のため、北伊予小学校の南校舎玄関周辺の経年劣化したアスファルト舗装の改修と正門付近の排水管の改修を行い、雨天時の排水機能の向上を図ります。また、現在使用していない北公民館の焼却炉を撤去するほ

か、松前町国体記念ホッケー公園の体育館のトイレの修繕を行うなど、公共施設の適正な維持を図ります。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業の振興のため、地域農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める地域農業経営基盤強化促進計画の令和6年度末の策定に向け、農地地図情報システムの導入を図るほか、各地域での協議を進めます。また、さといもの生産基盤の強化を図るための省力化機械の導入に要する経費の一部を助成するほか、効率的な土地利用による農業経営の拡大を支援するため、新たに農地の畦畔の除去に要する経費の一部を助成し、農地の集積、集約化の促進を図ります。そのほか、観光、交流機能の創出では、経営が非常に厳しい状況にある松前町観光協会の事業継続の下支えを行うため、運営資金の貸付けを行います。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、木造住宅耐震化促進事業の利用者が当初の見込みを上回ることから、不足する経費を補正し、住宅の耐震化を促進します。また、南黒田工業団地の整備を推進するため、南黒田工業団地への進入道路の整備に必要となる土地の不動産鑑定を行うほか、松前港の保全、保安や機能の確保を図るため、港湾を適正に管理するための県営事業について、その経費の一部を負担します。

なお、補正予算の財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が2,664万4,000円の増、一般財源が5,082万6,000円の増となっています。

予算の議案書29ページをお開きください。

議案第73号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ514万1,000円を追加し、総額を31億4,904万2,000円とするものです。

予算の議案書43ページをお開きください。

議案第74号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万9,000円を追加し、総額を5億1,158万5,000円とするものです。

予算の議案書55ページをお開きください。

議案第75号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号は、既定の保険事業勘定の予算に歳入歳出それぞれ8,665万9,000円を追加し、総額を30億6,374万5,000円とし、既定の介護サービス事業勘定の予算に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、総額を1,175万円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（住田英次）** 提案理由の説明を終わります。

議案第72号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第72号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第73号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第73号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第74号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第74号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第75号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第75号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第23 議案第76号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第24 議案第77号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第25 議案第78号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第23、議案第76号松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてから日程第25、議案第78号松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任についての3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第76号から議案第78号までについて一括して提案理由を申し上げます。

任期満了に伴う松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、それぞれ同意を求めるものです。

内容につきましては、友田総務課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 友田総務課長。

○総務課長（友田秀樹） それでは、議案第76号から議案第78号について御説明いたします。

議案書の47ページをお願いいたします。

松前町固定資産評価審査委員会委員3人の任期が令和5年9月30日をもって満了となるため、後任委員の選任について議会の同意を求めるものです。

まず、議案第76号では、高岡亮氏の後任委員として同人の再任を考えております。住所は伊予郡松前町上高柳573番地1、氏名、高岡亮、生年月日は昭和28年6月12日。

続いて、49ページをお願いいたします。

議案第77号では、武田涼子氏の後任委員として同人の再任を考えております。住所は松山市枝松6丁目7番30号、氏名、武田涼子、生年月日は昭和52年8月26日。

次に、51ページをお願いいたします。

議案第78号では、澤田忠夫氏の後任委員として次の新任委員を考えております。住所は伊予郡松前町大字鶴吉723番地5、氏名は松田務、生年月日は昭和33年2月2日。

なお、各議案の次ページに、参考資料として本人の経歴を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第76号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第76号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第77号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第77号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第78号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第78号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

新たに選任されました松田務さんが挨拶に見えておられますので、このまましばらくお待ちください。

松田務さん、御挨拶をお願いいたします。

○松田 務 このたび、固定資産評価審査委員会委員に御推薦いただいた松田務でございます。一言御挨拶を述べさせていただきます。

ただいま本会議におきまして御承認いただきまして、心より御礼申し上げます。職務の重大性に身が引き締まる思いをしております。微力ではございますが、皆様の御指導をいただきながら、誠心誠意取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(住田英次) 松田務さんの挨拶を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 池 田 幸 子

松前町議会議員 渡 部 恵 美



9月25日（第2号）

令和5年松前町議会第3回定例会会議録

令和5年9月25日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 重松知之  | 2番 池内邦仁  | 3番 池田幸子   |
| 4番 西村元一  | 5番 渡部恵美  | 6番 曾我部秀司  |
| 7番 住田英次  | 8番 田中周作  | 9番 城村トキ子  |
| 10番 影岡俊範 | 11番 稲田輝宏 | 12番 村井慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑 | 14番 加藤博徳 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

4番 西村元一

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |       |
|---------------|-------|
| 町 長           | 岡本 靖  |
| 副町長           | 徳居 芳之 |
| 教育長           | 足立 一志 |
| 総務部長          | 大川 康久 |
| 保健福祉部長        | 早瀬 晴美 |
| 産業建設部長        | 渡部 博憲 |
| 出納局長          | 仙波 晴樹 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 住田 民章 |
| 総務課長          | 友田 秀樹 |
| 財政課長          | 田中 志延 |
| 税務課長          | 塩梅 敬介 |
| 危機管理課長        | 金子 裕之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 平村 展章  |
| 保険課長    | 柏原 正   |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 佐藤 真一  |
| まちづくり課長 | 山田 善仁  |
| 産業課長    | 田中 俊臣  |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 金子 貴徳  |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |       |
|-------------|-------|
| 議会事務局長      | 楠田 匡志 |
| 議会事務局<br>書記 | 徳本 敏子 |

令和5年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.2

|      |              |         |    |
|------|--------------|---------|----|
|      | 令和5年9月25日(月) | 午前9時30分 | 開議 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名   |         |    |
| 日程第2 | 一般質問(提出順位)   |         |    |

○議長（住田英次） 西村元一議員より欠席の届けが出ておりますので、御報告します。

午前9時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

6番曾我部秀司議員、8番田中周作議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件目ごとに質問とそれに対する答弁をお願いします。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 12番村井慶太郎、改選後初の一般質問をトップバッターとしてさせていただきます。

今回は、子育て支援とごみ袋について質問したいと思いますが、その前に少し話しておきたいことがありますので、少しの間お聞き願えれば幸いです。

皆さんも御存じのとおり、岡本町長におかれましては、任期満了に伴う松前町長選挙に3選目を目指し出馬することを表明されましたが、町長と一緒に歩んできたこの2期8年間を振り返ってみますと、皆さんも記憶に新しいと思いますが、初当選した1期目においては、安全・安心なまちづくり、安心して子どもを生み育てられるまちづくり、にぎわいと活力のあるまちづくり、みんなで支え合うまちづくり、そして快適で文化的でおしゃれなまちづくり、この5つの基本政策を基に町政運営を行っていただきました。

特に、子育て支援につきましては、真っ先に中学校卒業までの医療費無償化を実現していただき、子育て中の若い世代に大きな安心を与えてくださり、子どもを安心して育てられるまちづくりに御尽力していただいたことと大変評価しております。また、この政策は、四国の中でも迅速な対応となる子育て支援の政策でしたので、本町政策に近隣市町も追隨して無償化になり、今では全国的なものとなりました。話は前後しますが、今議会にも医療費助成対象拡大の経費を計上されて、来年の4月から18歳までの医療費無償化を実施されると説明を受けております。

また、松前町のイメージアップ戦略として、愛媛県出身のレーモンド松屋さんにまさき

色の風を作詞作曲していただき、プロモーションビデオを作成するなどイメージアップ戦略も成功したと思っています。

2期目につきましては、基本政策もバージョンアップされ、町政運営を行っていただいております。

特に、防災・減災対策につきましては、第9分団消防詰所の再整備に加え、現在第8分団消防詰所の建設工事も着工が進んでいるところです。また、松前保育所跡に豪雨に対して筒井地区の内水氾濫被害軽減措置の詳細設計が終わり、これから工事の着手を待つばかりとなっております。南海トラフ地震に備えた備蓄品の整備や危機管理体制の整備など、災害に強いまちづくりに御尽力いただいたと評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、思うような町政運営ができなかったと思いますが、強いリーダーシップを発揮され、町民のための行政サービスに努めていただいたと思っています。

その中でも特に印象に残ったことは、新型コロナウイルスに対する臨時特別給付はどの市町より早い給付で、どれだけ困窮世帯の助けになったことか、記憶に残る対策でした。

岡本町長の2期8年間の実績については言い尽くせませんが、愛媛県庁で三十数年培ってきた豊富な行政経験を遺憾なく発揮していただき、公平公正な町政に取り組んでいただき、松前町のため、松前町民のため御尽力いただいたことと存じます。町長の座右の銘は、逃げない、ぶれないですが、それをまさに実行してきた8年間だったと思います。

今回の町長選挙には、新人候補も立候補を表明されているようですが、ぜひとも選挙戦を勝ち抜いて、引き続き松前町のため町政運営をお願いしたいと一町民として期待しております。御健闘をお祈りいたします。

では、質問に入りたいと思います。

先ほども述べさせていただきましたが、安心して子どもを生み育てることのできるまちづくりに力をいただいております。本町では北伊予、岡田、松前小学校放課後児童クラブの整備や、保育所整備事業はひまわり保育所をはじめ今年度には白鶴保育所整備が終了したところです。

令和2年には、組織改革を行っていただき、特に子育てに特化し、福祉課にあった保育係と児童福祉係を福祉センターに新しく設置し、その中でも子育て世代包括支援センターはぐはぐを開設し、妊娠期から子育てに関するワンストップ相談窓口で、子育て世代に寄り添った切れ目のない包括的なサービスを提供したり、様々な事業を展開していただいているところです。

そういう町長に子育て支援について御質問します。

子育て支援最初の質問ですが、保育料の完全無償化について御質問します。

現在、満3歳を超える子どもに対して保育料は無償化になっているが、今後3歳児未満



の子どもに対しても無償化をしてはどうか、町の考えをお伺いします。

2点目、おむつ代について。

本町では、第2子以降の出産時に県内企業が生産した紙おむつを購入できる愛顔っ子応援券を交付し、おむつ代を補助していますが、これを第1子からの補助は考えていないのか、考えをお伺いします。

3点目、保育士の確保に苦慮しているが、現在何人くらい増えているのか、また町はどのような努力をし、政策を考えているのか、現在の待機児童は何人いて、どのような対策を講じているのかをお聞きします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 私からは、議員の御質問のうち、保育料の完全無償化についてとおむつ代についてにお答えします。

まず、保育料の無償化についてお答えします。

令和4年9月定例会で曾我部議員に答弁したように、国が令和元年10月に全世代型社会保障制度の主要施策として幼児教育・保育の無償化を開始した際に、その主な対象を3歳から5歳までとした理由は、満3歳未満の保育料を無償化した場合は保育需要が増大し、待機児童が増加すると予測されたためであると考えられます。

これは、ゼロ歳児は3人につき1人、1歳児と2歳児は6人につき1人の保育士が必要となるため、無償化により満3歳未満の保育需要が増えると、ただでさえ保育士が不足している状況の中で、さらに不足が助長されて待機児童数が拡大することを懸念したものです。

現在、一部の町立保育所において、保育士不足により施設基準による受入れ限度数まで子どもを受入れできず待機児童が生じている状況であることから、満3歳未満の保育料を無償化すると、国が懸念したとおり待機児童数が拡大することが想定されるため、まずは保育士確保を最優先に取り組むべきだと考えており、現段階では満3歳未満の子どもの保育料を無償化する考えはありません。

次に、紙おむつ代の補助についてお答えします。

議員お話しのとおり、町では平成29年度から合計特殊出生率の上昇に向け、2人以上出産する人が安心して生み育てることができる環境を整えるため、県の制度を活用し、第2子以降の満1歳未満のお子さんを持つ子育て世帯に対し、紙おむつ購入時に利用できる5万円の愛顔っ子応援券を交付してきました。

その後、少子化がさらに進む中、県から令和4年10月にえひめ人口減少対策重点戦略が示され、出生数の反転増加による将来的な人口構造の若返りを目指した人口減少対策として、結婚や妊娠、第1子を含む出産への支援をオール愛媛体制で実施しているところです。

これを受けて、町としても、さらに少子化・人口減少対策を推進するため、紙おむつ代の補助について、町独自に令和6年度から第1子も対象とするよう準備を進めてまいります。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 私からは、子育て支援についての御質問のうち、保育士の確保についてお答えいたします。

本年4月1日現在、本町の町立保育所で働く保育士数は、正規職員34人、会計年度任用職員28人の合計62人で、待機児童が発生した昨年と同時期と比較すると、正規職員2人、会計年度任用職員2人の合計4人増加しています。

保育士確保に当たっては、これまで新たな人材確保の取組と、現在町立保育所で働く保育士の離職を抑止する取組を進めてきました。

新たな人材確保の取組については、県内で保育士として働きたい人をサポートする愛媛県保育士・保育所支援センターに登録している保育士約1,200人に対し、昨年10月と本年4月に求人情報を送付し、2名を採用しました。

また、今年度からは、保育士が登録している求人サイトを利用し、5月に四国内に在住の登録保育士650名、9月に中四国内に在住の登録保育士1,918名に対して求人情報を送付しました。さらに、中予地域内に在住の登録保育士30名に直接アプローチを行い、来年4月からの勤務を希望する保育士1名と現在交渉を行っております。

さらに、今年度保育士の募集、PR動画を新たに作成し、7月から愛媛ケーブルテレビの番組内で放送しているほか、今月14日からは松前町公式ユーチューブチャンネルにも掲載しています。

また、本年7月には、愛媛県と愛媛県保育協議会が主催する愛媛県保育関係者交流セミナーに出展し、保育士を目指す学生や復職を希望する潜在保育士約40名に対し、新たに作成した保育士の募集、PR動画も活用しながら、職員採用試験の応募を呼びかけました。

このほか、年度当初に想定していなかった育児休業等に対応するため、9月からは人材派遣会社から保育士1名の派遣を受けて保育サービスの維持に努めています。

現在、町立保育所で働く保育士の離職を抑止する取組については、働きやすい職場環境づくりのため、年2回、保健福祉部長と福祉課長が保育所の全職員と面談して現場の声を直接聞き、早めの対応に徹するほか、保育士の大きな負担となっている手書きの書類作成の約5割について、表計算ソフトを活用した帳票フォームを作成するなどして事務改善を進め、今いる保育士の維持、確保に努めています。

その結果、令和3年度の退職率17.4%に対し、令和4年度の退職率は11.1%、令和5年度は9月1日現在2.9%となっています。

今後も引き続き、新たな人材確保の取組と町立保育所で働く保育士の離職抑止の取組を

継続するとともに、本年6月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針において、民間給与動向等を踏まえた保育士等のさらなる処遇改善を検討すると示されていることから、国の動向に注視しながら保育士確保に努めてまいります。

次に、現在の待機児童数と講じている対策についてお答えします。

本年8月末現在の待機児童数は29人で、その内訳はゼロ歳児21人、1歳児7人、2歳児1人です。

この29人の待機児童を解消する対策としては、現状で全ての保育所に空きがないことから、保育士を確保して子どもの受入れ可能数を増やすほかないため、鋭意保育士の確保に努めているところでございます。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） まずは、保育士の確保から。後でも質問がほかの議員から出てきますが、ちょっと聞きたいんですけど、これ4月1日現在から今までに保育士が4人増えて、あと一人は今交渉中ということなんやけど、8月現在で29人待機児童がおるといふことは、これを解消しようと思ったら、あと何人の保育士が松前町は必要なんか、ちょっとお聞かせください。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 8月から、白鶴保育所の新築、改築に伴いまして定員が増加しております。先ほど答弁いたしました待機児童数をこの白鶴保育所の定員増あたりで対応していくことを考えてまいりますと、現状の保育士、常勤というのはフルタイムで勤めていただく保育士が約5人から6人程度必要であるというふうに試算をしております。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあ、5人から6人ということは、これ一応今4人増えて、5人目は今話してますよということで、じゃあもうほぼほぼこれ解消できると、そのような認識でええんですか。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 先ほど答弁いたしました人数に、さらに追加して5人から6人という、新たに5人から6人必要ということでございます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 分かりました。

募集も大変やってもろうて、いろんな努力もされよんも分かるんですけど、やっぱり僕は処遇、もうこれ自治体でできるかどうか知らんけど、松前町に保育士で来たらよそより給料か手当か、手当を何ぼあげますよというて、極論やけどちょっと例を言うたら、5万

円余分に手当出しますよというたら、多分松前町に来てくれるような気もするんやけど、何かそういうふうなことをせんと、ただ普通の募集だけやったら、よそと変わらんことしよっても多分増えていかんのよ。やけん、何か松前町手当みたいなんを余分に出すような、そういうふうなんは考えはもうないんですか。そういうふうにはせんと集まることがまじないと思うんです。その自治体と全然変わらんようなん、来てください来てくださいじゃあいかんで、何か手当が余分に出ますよみたいなんをしてもらえると、遠くからでもガソリン代を使うてでも来てくれると思うんやけど、そこらは課長、どんなんですか。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 議員御指摘のとおり、確かに給与等の処遇面というものは職場を選ぶ際において重要視する大きな項目になると思います。で、厚遇な職場は選ばれやすいということにはなつてこようかと思ひます。

他方では、保育士として働きたい求職者が職場選びの際に重要視する項目の一つとして、良質な職員間のコミュニケーションということも求められております。

これは他県の事例にはなるんですが、保育士を目指す学生であったり復職を希望する潜在保育士に、職場選びで重要視する項目をアンケートしてみましたところ、職員間の良好な人間関係というものが最も高く94.4%、次いで議員御指摘の給与、賞与、これが77.7%、次いで勤務時間や休憩時間、休暇取得への配慮というものが66%ということになっております。

こうした傾向は、本町にもある程度当てはまっております、保育士との面談におきましては、保育士不足の原因は給与とか手当等の勤務条件面であるよりかは、現状は人間関係や事務処理等の職場環境面の改善であるというふうな声もあります。

そこで、本町といたしましては、やはり保育士が働きやすい職場づくりのためには、この人間関係等の職場環境面と、あと議員御指摘の給与等の勤務条件面の改善、これが車の両輪のようにバランスよく機能していくことが必要であるのかなというふうに考えております。そうすることで、保育士が定着をして、安定的な保育サービスの提供につながることも考えております。

今後も引き続き、職場環境面の改善に努めますとともに、議員御指摘の給与につきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、国のこども未来戦略方針において、保育士等のさらなる処遇面の改善を検討することが示されておりますので、この動向に注視をしながら保育士確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ちょっとしつこいようなんですけど、今アンケートで九十何%、人との関係ということなんやけど、それは働く前からそんなことが分かつとんじゃ

ないんで、これは働き出してからのことで、多分そのアンケートは辞めていく人に聞いたんかなというようなアンケートで、最初新任で働くのに人とのそんな関わりなんかあるはずないんで、それは働きだしてからできてくるもんよね。ほやけん、取りあえず僕はやっぱり給与面でしてあげたほうが来るんかなと。

それで、人との関係というんは、自分らが働きだしてそれから気づくことで、ほで僕もういっちょ言いたいんは、辞めていく保育士も何人かおるんやけど、そんなんに対応して部課長がもうちょっとフォローするなりなんなり、辞めたいですよというたら、ああそうですかみたいなんはないんで、やっぱり聞き取り調査もしようし、理由も聞いて、その人間関係が悪いんやったらほかの保育所に移すとか。何かもう、僕も友達おって全然そんなことしてくれずに、要は強要したことあるんよ、おまえらフォローしちやってくれえと言うて。でも、全然してくれんで、そういうところからも一人でも大切にしてみろうて、確保に努めてほしいと思います。

以上です。

それと、保育料の完全無償化、これは部長のお話聞いて痛しかゆしというか、松前町にとったら特に難しいような状況で、それは分かります。分かりました。

それと、愛顔の子育て応援事業、これは県がやるけんということで、松前町も来年4月から第1子目からしてくれるということなんですけど、それは大変うれしいんですけど、もう一つ注文がありまして、今、物価高騰で若いお母さんが言うんが、おむつ代は変わらんのと、1袋何ぼというんは変わらんのとやけど、枚数が10枚ほど減って金額は一緒で、買うたけど枚数が少ないんで、ほで、そのおむつ代5万円かね、今県がくれよんは。何ぼか上げてくれんやろうかという若いお母さんのお話があるんですけど、そこらは松前町独自で、愛媛県でそんなんがあるんかどうか知らんよ、あと1万円乗すんか2万円乗すんか知らんけど、何ぼか拡充してやるというようなことはできんのですか。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 議員さんが言われました、県がやるから松前がするというようなお話だったと思うんですけども、この第1子の補助につきましては、県のほうは補助するといっておられません。町独自の支援になります、まず。ちょっと言い方が悪かったのか、はっきり御説明をさせていただきます。町独自の補助になります。

もう一つ、金額を上げないかというお話しになるかと思うんですけども、おむつの物価上昇率っていうのは確かにあると思われまますので、そのあたりを研究しまして、5万円を上げるかどうかの必要性も含めて検討したいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。

検討してくれるということで、ちょっとここで部長に聞きたいんですけど、松前町独自で第1子目からおむつ代を、券を負担しますよということやけど、これ愛媛県では松前町が初めてなんか何番目なんかというんは分かるんですか。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 今、こちらのほうで把握しておりますのは、県内では四国中央市さんと久万高原町さん、松野町さん、鬼北町さん、愛南町さんのほうで既に第1子の補助はしているようです。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） よく分かりました。

値上げのほうは、またぜひよろしくをお願いします。

次に、2番目の質問、松山への可燃ごみ焼却処理委託について。

松山市へ可燃ごみの焼却処理委託をしたにもかかわらず、本町指定のごみ袋代が必要なのかと。本町の指定ごみ袋代は町民の関心事であるが、今後どのようにしていくのか町の考えをお伺いします。

2点目、地域によって、この地域というんは松前町内でも特に指定袋なしでも回収しているというふうなことがあるんで、ちょっと公平感に欠けているんじゃないかということで、関連してのことになりますが、回収されているところもあるんで、松山市に持っていくんであったら松山方式にしてはどうかということ。

第3番目、今後の課題として、松山市に合わせた方式にするべきではないかと。これは、松前町民だけが言うんじゃないんです。多分、砥部の人も伊予市の人も結構僕は耳にするんですけど、松山市は袋代は要らんのですね、そういうふうな回収するところにゴミを持って行きよんのに、近隣市町も言いよんやけど、もう袋代は要らんのやないんという声がかかるので、松山市に合わせた回収方式でええんじゃないんかどうかというところ、ちょっと聞かせてほしいんですけど。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 松山市への可燃ごみ焼却処理委託後においても指定ごみ袋の制度が必要なのかとのお尋ねについてお答えします。

令和2年9月議会の一般質問において、村井議員に答弁したとおり、指定ごみ袋制度は平成14年度に7,553トンあった家庭系可燃ごみの排出量を10年間で3,776トンに半減化することを目標とし、その目標達成のために、町民の皆様指定ごみ袋代の形で手数料としてごみ処理費用の一部を負担していただくことで、ごみの減量化の意識を高め、ごみの減量化を図ることを目的としています。

指定ごみ袋の価格、すなわち手数料の額は、ごみの収集運搬費用とごみ処理費用の合計額の30%を住民の皆様負担していただくよう設定しています。

家庭系可燃ごみの減量化の状況については、令和4年度は排出量は4,134トンで目標値に達していませんし、松山市に処理を委託した今年度は4月から8月分までの排出量が1,743トンで、年当たりで換算すると約4,183トンとなり、目標値に達しない見込みです。

また、昨年度排出された家庭系可燃ごみ4,134トンの収集運搬費用と処理費用の合計額は約1億1,700万円であり、これを45リットル袋で排出した場合は、指定ごみ袋代の収入、すなわち手数料収入額は2,756万円となり、これは収集運搬費用と処理費用の合計額の23.6%となります。同様に、30リットル袋の場合は26.5%、20リットル袋の場合は23.5%といずれも30%を下回っており、令和5年度分についても同様の状況になっています。

以上のとおり、当初の減量化目標がいまだ未達成であることから、松山市への焼却処理委託後もごみ袋の制度を継続していく必要があると考えており、またごみ処理費用に係る住民の負担率も現状30%以下であることから、手数料額も現行のままとしたいと考えています。

次に、指定ごみ袋に入れていないごみの回収についてお答えします。

家庭系可燃ごみについては、指定ごみ袋に入れて排出するよう、町民の皆様にごみ分別の手引などで周知し、お願いしています。

ただ、指定ごみ袋以外でごみを排出するケースもあることから、この場合はルール違反のため回収しない旨の記載をしたシールを貼った上で、当分の期間は回収しない取扱いとしています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、一部に指定ごみ袋使用はおろかごみの分別や回収日のルールさえも守らず、可燃ごみをルール無視で排出している地域があります。この地域においては、一般の地域のように指定ごみ袋以外で排出されたごみについて、シールを貼った上で回収しない措置を取っても、それがそのまま放置され、どんどんごみが増えていき、臭いや衛生面の悪化が進み、回収日に回収せざるを得ない状況となっているため、やむを得ず回収しているのが現状です。

その地域に対しては、注意喚起の文書を戸別配布するなどして、ごみ排出のルールを守るようお願いしていますが、なかなか改善されない状況です。

市町村は、法律により、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、それを運搬し及び処分しなければならない責務を有しているため、このような措置を取らざるを得ません。

今後とも、引き続き地域や関係各課と連携を図りながら、根気よく改善を図る努力をしてまいりたいと考えています。

次に、松山市に合わせて指定ごみ袋制度をやめてはどうかのお尋ねですが、先ほど答弁させていただきましたとおり、指定ごみ袋制度については、ごみの減量化の目標を達成

していないことから、当面継続していく必要があると考えています。

なお、松山ブロックのごみの広域処理が始まったとしても、手数料については各自治体が独自の取扱いをしても問題ないことから、手数料の取扱いについてはこれまでどおりとしたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 今、課長のお答えしたその目標値、これは役場の周りだけでというんで、これ町民に分かってますか。何年か前に、目標値に達するんはあと卵1個分ですよ、卵1個分というたらどれぐらいぞと言うたら、あと20グラムで目標に達成するんですよというお話もあったんです。ほで、今はそれより増えとるといことですか、4,100トンということは。そのときに、あと卵1個分20グラム、それぐらい減したらごみ袋のお金が要らなるんじゃ、こういうことを庁舎内だけじゃなくって、やっぱり町民全体に知らせてほしい、広報か何かで。皆さん、ごみはこうなりましたよ、もうちょっとで袋代要りませんよぐらいの。誰も知らん、町民なんか。課内で知つとるだけで、庁舎内で知つとるだけで、多分今日の傍聴の人もそんなん知らんはず。卵1個分、あと20グラムなんかという話、誰も知らんと思う。何で町民に知らせてくれんの。

取りあえず、これ今1,100トンか何か言いよったけど、ごみが減ったらごみ袋が要りませんよというんか半額になりますよというんかどうか知らんけど、そういうふうなんをやっぱり広報で言うてもらわないかん。町民は誰も知らんよ、課長。そこらは今後、もうそういうふうなんを徐々にやってもらうんと。

あと、その一部の袋に入れんところを回収しましたということなんやけど、もうぼちぼちやろうけどもうこれごみ袋の制度ができて何年たつんか知らん、いまだに1人もやってない。どういうふうになんか今後やっていくんか、ほいじゃないとやっぱり不公平感が生まれてくるし、税金で言うたら払いもん損、払うた人が損で払わん人のほうが得やん。ごみ袋買わん人のほうが得なんやけん、そういうところも改善してもらわんと。

それとあと、今1人当たり何グラムぐらい多いんか、目標値に対して。ちょっとそこを教えてください。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） まず、ごみ処理の目標値でございます。

松前町ごみ処理計画等、ホームページのほうに上げておりますが、多分表のほうにアップしてないので大変見にくいと思いますので、またこれからの目標値、これからどれぐらい町民の皆様がごみを減量していただけると目標値に達しますということはお示ししていきたいと思います。

それとあと、2つ目でございますが、一部の地域のごみのお話でございます。



まず、私たちのほうからも担当課としてもできる限りの努力はしてはいるんですけども、なかなか意識の改革ができないというところはございます。警察関係とかも協力をお願いをして今おります。協議をする中でどういった、防犯カメラ等もつけておりますが、なかなかその意識の改善ができないというところがありますので、こちらは担当の課と、また警察関係、県のほうの保健所等も御協力をしていただけるといことで、今組織的に動くようにはしておりますので、そちらのほうで動きをしていくようにしたいと思います。

あと、1人何グラムというところではございますが、処理計画で令和5年の目標が、町民1人当たりが650を目標にしております。細かく何グラムというところは、ちょっと今計算をしないと云えないところなのですが。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 課長にちょっと恥かかすようなんやけど、この650というんは何ですか、キロですかグラムですか、それと日割りですか月割りですか年ですか。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 1人1日のグラムです。町民1人1日当たりのグラムとなっております。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） それと、1人割にしたときにあと何グラム減ったら目標値に達成するか、僕これごみのことを一般質問で書いとんよね、通告して。そんなん調べてもろうてないの、事前に。何かこんな質問くるとは思うてなかったですか。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 1日当たりのグラムは調べておりますが、1人当たりにするのと、ちょっと令和2年度の答弁書を見せていただいたんですけど、そのときの60グラムっていうのが、家庭系ごみと事業系ごみを足したグラムで言うているのではないかなというところがございまして、今現在はちょっと家庭系でのグラムでは何グラムというのはお示しできないところです。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 課長、個人用と事業系を足したグラムとかと言いつたんやけど、事業系に袋なんか要らんのです。ちょっとおかしいことない、答弁が。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 以前の答弁のところ、その数が混ざっているなっていうところがありまして、今回でいきますと……。

○議長（住田英次） 課長、時間かかるんやったら休憩入れましょうか。

（町民課長渡辺 司「はい、ちょっと暫時休憩を挟んでよろし

いですか」の声あり)

じゃあ、ちょっとその場で暫時休憩をお願いします。

午前10時14分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（住田英次） それでは、時間前ですが再開いたします。

渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 先ほど村井議員さんから御質問がありました、1人当たりどれだけ減量をしたらいいかということで、お答えいたします。

令和4年度については、1人1日当たり37.4グラムの減量が目標までのグラム数になります。令和5年度については、見込みとなりますが、76.6グラムの減量をしていただけると目標値に達するというふうに見込んでおります。

あと、先ほど令和2年12月議会の60グラムのとときに、家庭系と事業系がって言ったんですけど、訂正させてください。家庭系の中でも可燃ごみと資源ごみを一緒にしたグラムで、あと60グラムというふうに答弁をしていると思います。

あと、その家庭系だけだったら令和2年がどれだけになるかっていうのは、今ちょっとはじき出せませんので、また委員会のほうで御回答をさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 課長が暫時休憩を取ってもろうたんで、暫時休憩のときにちょっと資料がありまして、ちょっと読ませてもらいますが、これは2019年の資料なんやけど、これは町民課の資料。これは、1人当たりの1日のごみ排出量を640グラムとする目標。先ほど課長は650、ここに640って書いてますが。ほで、令和1年度には4,450トンのごみ排出量やったけど、目標は3,776トンを目指してますよということで、ここ最後に、この目標を達成した際は指定袋の有料化については再度検討したいと思います、こういうふうにかかれて、ちょっと1人のごみもちょっと違うんやけど。

それと、今課長が言われた不燃物と資源も一緒になると。この資料には、ほかの自治体では、松前町と違うんです、松前町よりほかの自治体では不燃物、資源物も導入している市町もありますということやけん、ちょっと答弁が全く違うんやけど。

これ、一般質問を僕が出しとんじゃけん、事前にこれぐらいのことは調べてもろうてほしいんよ。前と何か一本やりな答弁で、もうちょっと。

それと、1人当たり今あと何グラムというんがあると思うんやけど、町民は知らないので、もっと大きく広報に載せて、町民一丸となって、あと60グラムじゃ、あと100グラムじゃというたら一生懸命減量すると思うんです。あれコンポストか何かも事業があったわ

いね。そんなんで、ほたらみんなが減ましようという町民の意識を高めんと減らんと  
うんです。庁舎内だけでそんなこと言よったっていかんのやけん、やっぱりみんな町民に  
知ってもろうて、ほで、あと何グラムというたらみんなが、ほたらもうちょっと減そうや  
というような町民の意識が高まると思うんよ。そういうふうな広報も何もなしで、今日傍  
聴に来とる人も多分初めて聞いたと思うんです。あと60グラムのごみを減ましようなん  
かいうんは。もうちょっと町民全体に行き渡るような広報もしてほしいと思いますが。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 御意見ありがとうございます。

以前の町民課の640っていうのは、処理計画が10年ごとになっておりまして、令和7年  
の目標を640にしておりますので、年々で割り戻していくと令和4年、5年は650ぐらいと  
いうことで回答をさせていただきました。

あと、ほかの市町では資源ごみとか不燃物とかっていうのは、ほかの市町は不燃物であ  
りますとか資源ごみのほうもごみ袋をされている市町もございますので、そういった意味  
でだと思います。

あと、減量化についての住民の皆様への周知でございます。広報等で、議員おっしゃる  
とおり、あと目標はどれだけですよという意識のほうを高めていきたいと思います。今年  
度に入り、電気式生ごみ処理機の容器の補助ですとか伊予高さんの服のプロジェクトに合  
わせた古着回収とか、そういった形でごみに対しては皆様方の努力をできるだけ支援でき  
るようになるとして担当課のほうも努力しておりますが、議員言われるとおり、もう少し皆  
様方に分かりやすい広報ができるように努めていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ぜひよろしくお願いします。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

6番曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 6番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般  
質問をさせていただきます。

最初に、待機児童について質問させていただきます。

令和4年4月1日現在の本町の待機児童は24人で、内訳はゼロ歳児6人、1歳児18人で  
した。これが、令和5年4月1日現在では待機児童ゼロ人であり、本年度当初は待機児童  
が解消されたということになります。

そこで、その要因は何か、何であると考察されたのかお聞かせください。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） 待機児童について、待機児童解消の要因についてお答えします。

令和5年4月1日現在の待機児童数がゼロ人となった要因としては、町立保育所の保育士が昨年度と比較して4人増えたことにより、3歳未満の児童を19人多く受け入れることができたこと、また町立保育所以外の特定の園を希望するものが多く、待機児童数として集計されないケースが複数あったことによるものと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 分かりました。

私、もう一点質問を用意しとったんですけども、村井議員と重なっておりましたので、また3つ目の質問のところで再質問させていただきます。

次に、えひめ人口減少対策総合交付金を受けての本町の取組について、3点質問させていただきます。

1つ目です。

令和8年、本町の出生数目標値を210人と設定しています。この目標値は、様々な事業を実施することにより必ず達成するという目標値なのか、できれば達成したいという希望的な目標値なのかお聞かせください。

2つ目、3つの事業の申請見込み件数の根拠についてです。

本町の出生数の目標値は、県の設定を根拠に本町独自に設定したとの説明を受けました。議員全員協議会での案件資料中に、本町では3つの事業を実施する、そしてその3つの事業の積算内容にある参考のところに、不妊治療費等補助事業申請年間約30件、若年出産世帯応援事業約50件、若年出産世帯奨学金返還支援事業21件として予算を計上していました。何を根拠にこれらの件数を出されたのでしょうか、お聞かせください。

3つ目、評価、検証及び次年度の計画についてです。

3つの事業を実施するということですが、今年度末にはそれぞれの事業について評価、検証し、その結果から次年度も継続するのか改善するのか、そういったことを既に計画されていると思います。評価、検証の方法及びその結果を受けて次年度の事業内容等をどのようにするのか、全てではなく若年出産世帯奨学金返還支援事業だけでいいですので、お聞かせください。

以上です。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） えひめ人口減少対策総合交付金を受けての本町の取組について、出生数の目標値を掲げどのように取り組んでいくのかについてお答えします。

県が人口減少対策を強化するため、えひめ人口減少対策重点戦略を定め、これに基づく

取組の一つとして、えひめ人口減少対策総合交付金を創設し、県下20市町が取り組む結婚、妊娠、出産・産後ケア、子育て支援に関する新たな支援制度を設けたことから、町ではこの交付金を活用し、少子化対策に取り組むこととしました。

この交付金を活用するためには、各市町の出生数の目標値を設定することが条件となっていることから、町では議員お話しのとおり、令和8年の出生数目標値を210人と設定したところです。この210人という目標は、県が設定した令和8年の県内出生数目標値8,500人を基に設定したものです。

この県の出生数8,500人という目標値は、令和4年の出生数7,590人の約1.12倍であることから、町の目標値は町の令和4年の出生数186人に県より若干多い1.13倍の210人に設定しました。

県では、令和8年出生数8,500人という目標はあえて高い目標であるとしているため、町の令和8年出生数210人という目標も、あえて高い希望的な目標であると考えています。

次に、えひめ人口減少対策総合交付金を活用して本町で実施する事業の申請見込み件数の根拠についてお答えします。

不妊治療費等補助事業の申請件数は、平成27年度から令和4年度までの間で、不妊治療の助成申請件数が最も多かった令和3年度の申請実績が30件であったことから、これを根拠に30件と見込んだものです。

若年出産世帯応援事業の申請件数は、令和2年度から令和4年度までの間に町内で生まれた子どもの世帯のうち、その親である夫婦が共に30歳未満である世帯数が最も多かったのは令和2年度の49件であったことから、これを根拠に50件と見込んだものです。

若年出産世帯奨学金返還支援事業の申請件数は、若年出産世帯応援事業の申請見込み件数50世帯の子どもの親夫婦100人に、学校基本調査による大学、短大、専門学校への進学率83.8%と日本学生支援機構の調査による奨学金の利用率50%を乗じて奨学金利用者を42人と見込んだ上、これを世帯換算して21世帯と見込みました。

次に、各事業の評価、検証及び次年度の計画についてお答えします。

町では、全ての事業について年度途中で事中評価を実施し、当年度の実施状況の検証を行い、次年度の実施に関して継続、改善、休廃止などを検討しています。

えひめ人口減少対策総合交付金を活用した3つの少子化対策事業については、子どもを持つことへの動機づけのための事業であり、出産につながるものが成果であるため、すぐに効果が出ない性質のものであることから、単年度では成果の評価ができず、継続して取り組む必要があると考えております。

以上になります。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 目標値の件ですけれども、県もそうだけれどもちょっと高い数値になっているので、希望的な目標値であるということなんですけれども、ちょっと私がここで質問をした意図なんですけれども、松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版、令和2年3月に出されたところでは、令和6年度出生数の目標値を215人としていたんです。私は、結果もまだ出ていないのに下方修正するのはどういったことなんだろうかなど、そういった疑問が湧いてきて、今回こういう質問をさせてもらったんです。

結果が出ていないのに下方修正した、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） 議員御指摘のとおり、まち・ひと・しごと総合戦略において、令和6年215人と設定した目標についてなんですが、今回この交付金を活用するに当たって県のほうが示しているのは、少子化がかなり進んでいる中で、何とかこれを止めて反転させていこうという意図の中で、県も極めて厳しい8,500人という目標値を設定したところなんです。

こちらの目標とは、今回相違があると思うんですが、町としてもこの事業を活用することで何とか人口減少を歯止めをかけようというところで、県の目標値に合わせた形にはなりますが、希望的な数字として210人ということで設定をしたものです。

以上になります。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ということは、令和6年215人というのが相当高い目標値であったということなんでしょうか。やはり、出発点はそれぞれ違うと思うんです。215人としたのは、まち・ひと・しごと創生法によって、そこから町で施策を練って決めたものの、今回であればえひめ人口減少対策重点施策、それを受けての目標値である。

ただ、本町の出生数、出発点は違うといえども、本町の出生数の目標値であることには間違いなんです。ですから、私はそういったときにはやはりなぜそうなったのか、あのときに、全協のときに説明をしていただきたかった。こうこうこういう理由だから215人を210人にしたんですよ、そういったことをちょっときちんと説明をしていただきたいなということを要望して、次の質問です。

不妊治療の現状把握、根拠というのはそれぞれ最も多い年度から持ってきているということは分かったんですけれども、例えば不妊治療費等補助事業、不妊治療はお金がかかります。ですから、断念をしている人もいるんじゃないかと。この事業があるならば、ぜひ利用をして不妊治療を行いたいという人も出てくるんじゃないかと思うんです。あるいは、若年出産世帯奨学金返還支援事業に関しても、ああ、この事業があるんやったらちょっと利用したいな、そういう希望をする人が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そういったことの把握はされてますか。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） 現状での数字の把握というのは行ってはおりません。過去の実績を基に、まず予算の積算に当たってはこれぐらい見込みがあるだろうということでの積算をしております。

今後、申請件数の状況、あともちろんこちらのほうからもいろんな方法での周知っていうのは必要になってこようかと思いますが、申請件数が極端に少なくなったりとか多くなったりしたときには、その予算の範囲の中での調整というのが可能だろうと思っておりますので、そこのほうは対応していきたいとは考えております。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） やはり広報活動が非常に大切になってくると思うんですけども、今現在どういった広報活動を行っているのかお知らせください。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） 今現在、要綱のほうを整備をしておりますして、細かなところの設定を要綱のほうにうたっていきこうというところでやっておりますので、まだ広報のほうは実際は行ってはおりません。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 今後されるということなんですけれども、私、先ほど言いましたように、この事業を知ったら利用をしようという人は必ず出てくると思うんです。ですから、広報まさきでお知らせをする、例えばホームページでお知らせをする、それで終わりではなくて、そういう知らない人ができるだけ少なくなるように、例えば区長さんを通じて、組長さんを通じて回覧板で回すとか、そういうふうにして必ずできるだけ少なく、見落としが少ないようにしていただきたいな、そういうことを思っております。その辺はお考えでしょうか。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） 議員さんおっしゃるとおりでございます。広報については、知らなかったっていうのではなく、できるだけ皆さんに周知をしたいと思っております。

そのための周知の方法としましては、先ほども議員さんのほうから言われたとおり、ホームページであったりとか広報はもちろん、あと各医療機関とか、そういったところにもチラシを置くなどして、皆さんに知っていただくような機会というのを設けたいと思っております。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） その辺、よろしく願いいたします。

それともう一点、これは全員協議会でも聞いたんですけども、この見込み件数より上

回った場合、その方も対象として補助、支援をしていただけるのかお聞かせください。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） 上回った場合については、予算がないからというのはなかなか厳しいと思いますので、その辺は検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） その点もよろしく願いいたします。

やはり、私は福祉というのは人に寄り添うことが一番じゃないかなと。町がこうしているから皆さんしてくださいやなしに、やはりそういった方、不妊治療を行う希望がある人に寄り添うようお願いして、次の質問に行かせていただきます。

最後に、保育士確保について2点質問させていただきます。

1つ目、今後の保育士確保の計画についてです。

先ほどの質問でも言いましたが、令和8年の出生数の目標値を210人に設定しています。ならば、保育士を増やす方向で計画的に確保をしていかなければならないと考えます。今後の保育士確保の計画をお聞かせください。

2つ目、保育士配置基準の見直しについてです。

政府は、少子化対策として保育士の配置基準を見直す動きがあるようです。昨年度末には、1歳児は現行6人に保育士1人のところを5人に1人、4、5歳児は現行30人に保育士1人のところを25人に1人という案を上げていました。

しかし、その直後、当時のこども政策担当大臣が、保育現場に混乱が生じる可能性があるということから、配置基準を改定するのではなく、保育士を手厚く配置した保育園に運営費を加算して支給する方向で考えているということでした。どのような結論になるかは定かではないんですけれども、配置基準の改定は近いうちにあるんじゃないかというのが私の考えです。

ただ、国の動きに関係なく、自治体によって保育士の配置基準を引上げているところがあります。

本町は、少子化対策として様々な事業を実施して出生数を増やそうとしています。出生数の増減の傾向はある程度分かり、次年度の出生数を予想できるでしょうが、保育士をどの程度確保しておけばよいかは不確かな部分があるのではないのでしょうか。そのため、待機児童が発生する場合も起こり得ると思います。

私は、以前の一般質問で、余裕のある保育士の確保と発言しましたが、本町の配置基準を引き上げ、その基準を基に保育士を確保しておけばよいと考えています。

以前、職員配置等の基準の範囲内で定員以上の子どもを受け入れる定員弾力化の実施と、私の質問に対する答弁がありました。保育希望者数により、本町の引き上げた配置基



準と国の配置基準の間で定員の弾力を行えば、保育士の負担が極端に増えることはなく、しかも今後待機児童が発生する可能性は少なくなるのではないのでしょうか。

保育士配置基準を見直し、引き上げる考えはないかお聞かせください。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 保育士の確保についてお答えをいたします。

ちょっと質問と答弁が前後しますがけれども、議員お話しのように、国では本年6月13日に閣議決定したこども未来戦略方針において、保育士配置基準を職員1人に対し1歳児は6人から5人へ、4歳、5歳児は30人から25人へ改善するとしています。

また、最低基準となる職員配置基準の改善を実施した場合には、全ての施設がその基準に見合うだけの保育士を確保する必要が出てくることから、現状様々な施設において基準に達しないことも起こる可能性があるため、参議院内閣委員会において、まずは施設に対する手厚い手当を通じ、十分にそれぞれの施設において保育士を確保していくことが適当であるとの考えも示されており、町としては国の動向を注視しているところであります。

また、園児の保護者などで構成している民間団体、保育園を考える親の会が、昨年6月、首都圏の都心通勤圏の85の市と区及び政令指定都市15市の合計100自治体を対象に実施した保育士配置基準に関する調査の結果によりますと、0歳から5歳児までのいずれかの年齢で国の基準よりも高い基準で保育士を配置している自治体が85自治体あったようであります。

議員御指摘の、余裕ある保育士の確保の方策については、保育士不足から町立保育所の入所ニーズに応えられない本町の状況を踏まえますと、有効な方策であると考えます。

これまでは毎年度、年齢別児童入園見込数を基に、国の保育士配置基準に基づき必要な保育士数を積算していましたが、今後は、議員御提案のとおり、年齢別児童入園見込数を基に、改善後の国の基準よりも高い町独自の保育士確保のための基準を設けて、これに基づき必要な保育士数を積算することといたします。

次に、計画的な保育士確保についてお答えいたします。

これまでは毎年度、年齢別児童入園見込数を基に、国の保育士配置基準に基づき、翌年度に必要な保育士数を積算し不足する保育士を確保していましたが、今後は向こう5年間の各年度において必要となる保育士数を、町独自の保育士確保のための基準に基づき積算し、中期的な視点に立った計画的な確保に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

今、お聞きすると、翌年度だけではなく5年先を見据えて、そういったところから必要な保育士を積算をして確保していくという、私、非常にうれしく思っております。4年、5年とこの待機児童について質問してきたかいが少しはあったかなと思っております。

ただ、何点かちょっと質問をさせていただきます。

やはり、保育士確保にはやっぱり応募をしていただかないとなかなか難しいと。こちらがこう積算しても、それを上回る応募がなければ確保ができないということで、先ほど村井議員さんの答弁にもありましたけれども、早瀬部長、平村課長を中心に面談を行って、保育士の問題を洗い出して、それを解決していこうというふうに取り組んでおります。すごく大切なことで、少しでもそのほうでいい方向に向いたらなと思うんですけども。

ちょっとここで質問なんですが、特に人間関係、コミュニケーションということを上げとったんですけども、それを改善していけば応募の数が増えると考えているんでしょうか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） ただいまの曾我部議員の御質問に対してですが、本町の過去令和3年度以前における状況を鑑みますと、やはり職場内でなかなか先輩職員にも相談がしづらい、仕事をするのがしんどいといった声がありました。

そういう点を踏まえまして、当町においてはまずはその職場環境、職員間のコミュニケーションを改善することで保育士の確保につながっていくのではないかとというふうに分析しております。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） すいません、意地悪な質問をしまして。

ただ、やはり一度定着した負のイメージ、これを回復するのはなかなか大変なので、やはり年に2回とか今も面談をされとるそうなので、これを継続して行って、ああ保育士をしたいなという人が本町で、松前町で保育士をしたいなというように応募が殺到するように、これからも根気よくしていただいたらと思います。

保育士の数については、今、町長の答弁にありましたように、私もそれを期待しております。

ただ1点、最後に1点だけ質問して終わりにします。

私、令和5年1月27日の全員協議会だったと思うんですけども、松前町小規模保育事業の開設運業者公募の決定について私が発言したと思う、その前やったかも分らないのですが、2業者応募があつて1業者に絞ったと、なぜ2つにしなかったんですかと。松前町の基準を上回っていれば2業者でも構わないんじゃないかなと。特に、ゼロから2歳児は保育士1人当たりの子どもの数は少ないですよ。それだけ保育士数が要ということ

です。

ですから、こういったところ、私が発言をしたのは、私の考えです、ゼロから2歳児は小規模保育事業を中心に民間で、3歳以上は本町の保育所を中心にやっていく、そうすれば保育士を増やさなくてもどうにかなるんじゃないかなという考えなんです。ですから、今後、小規模保育事業をもう一度募集する、そういった考えはないでしょうか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） 小規模保育事業の追加の募集であったり、増やしていこうという考え方については、今後、実際のその子どもの数というのが減っていく傾向にある中で、それとあと小規模保育事業はゼロ歳から2歳ということで、その後、園を替わってつなげていかないといけない。2歳で一応卒園するような形になりますので、その受皿のところも加味した状況を踏まえて、今回の募集については人口の推移と、あと受皿の問題も考えまして、1園の募集ということで実施はしたものです。

今後、人口の状況を見ながら、新たな施設の整備が必要かどうかについては、まず今、町立の保育所でも保育士不足によって空きがある状態でもありますから、保育士を確保した上で、さらに必要というところであれば、またその辺は検討を、研究をしていかないといけないとは考えてはおります。

以上になります。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 検討していただきたいというのは、令和4年4月1日現在で待機児童24人、内訳はゼロ歳児6人、1歳児18人だったんですね。先ほど、現在の待機児童数29人って、ゼロ歳児が21人、1歳児が7人、2歳児が1人ということは、ゼロから2歳児が受け入れることができない。これは、もうはっきりしているんです。ということは、なかなか施設の改修も難しいのであれば、私は小規模保育を考えて、募集を考えていく資料じゃないかと思うんです。

ですから、そういったことも前向きに考えていただきたいなということで、2年前ほどですか、小規模保育を募集したのでなかなかすぐということはないでしょうけれども、できるだけ早くその点も、私も根拠を言ってるわけですから、こういうことですよ、ぜひ考えていただきたいなと思います。

ただ、最後に本当に前向きに考えていただいているなというのは、今までの一般質問の中で一番感じました。ありがとうございました。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡緑で

ございます。私の一般質問を始めさせていただきたいと思います。

まず最初に、これからの空家対策についてということで、増え続ける空家の抜本的対策として、危険な空家だけでなく空家の有効利用について、その方策を考えてみたいということですが、

ここ数年で、町内の空家の軒数が非常に増えたように感じます。ちなみに、令和元年の調査で全国の空家総数が約850万戸、さらに4年はたっているわけですから、さらに増え続けているはずで、そのうち500万戸はまだ有効利用できるとも言われております。

一口に空家といっても、長年人が住んでいなくて見るからに老朽化が進み、環境的にも問題がある家もあれば、ある程度管理もきちんとされ、売り家の表示がなければ外観的に空家と見えないものもあります。

当然、今にも崩れそうな老朽化した危険な空家については、倒壊や火災の被害防止のため、また災害発生時に避難路を塞ぐことのないように、除却工事などをするために必要な費用の補助については、町としても積極的な対策が行われています。松前町の空家対策計画にもそのように書かれておりました。

ただ一方で、所有者死亡や施設への入所などで実際には管理者がいなくなり空家状態が続くと、大幅なリフォームが必要になったり、資産価値が下がり、結果的には購入したり賃借を希望する方々への情報提供数が減り、有効利用の機会を消失させてしまっているように思います。

町内の空家物件を空家バンクに登録し、情報提供することに加えて、県内外、他市町からの移住希望者に対し、積極的な暮らし応援の方策を検討すべき時期に来ているのではないかと考えます。

例えば、改修費や取得費の一部、家財道具処分費等、仲介手数料の一部などを補助することで、売買や賃貸借を希望する方々への経済的支援になり、ひいては空家の有効利用につながっていくのではないのでしょうか。

持続可能な社会づくりを提唱するSDGsの考え方からしても、ただ古いものを壊して新しいものにしていくだけでなく、生かせるものは生かしていく、そういうまちづくりにしていくべき時期ではないのでしょうか。実際に、県内でも既に実践されている先進事例もございます。一定の条件付きなど、それぞれの市町の条件に合ったものを参考にしつつ、町として独自の方策を見だし、町民の期待に応えていただきたいと思います。町の考えを伺いたいと思います。最初の質問です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、これからの空家対策についてお答えします。

松前町の空家対策については、平成29年度に町内の空家の実態調査を行い、調査によっ

て把握できた332戸の空家について、外観目視により老朽度を確認して、AからEの5段階に選別し、令和元年7月にはこれらの結果を取りまとめた松前町空家等対策計画を策定したほか、同年11月には把握した空家の所有者等へアンケート調査を行い、売却や賃借の希望があるか、その時点での希望の有無を調査しました。

しかしながら、令和2年度以降、コロナ禍となったこともあり、その後の継続的な調査や利活用が可能な空家の利活用促進の検討は実施できていませんでした。

今後は、空家の実態や所有者の意向等を継続して把握するよう努めてまいりたいと考えています。

議員御提案のとおり、町として空家の利活用を促進するためには、情報提供や改修の補助制度を設ける取組を行うことが考えられます。情報提供の手法である空家バンクについては、県から委託を受け、愛媛ふるさと暮らし応援センターが運営しているえひめ空家情報バンクが、県外からの移住希望者向けに県内全域の空家情報を掲載しており、今後も引き続きこの空家バンクの紹介など、情報提供に努めてまいります。

また、本町では、県外からの移住者が居住するために購入または賃借した一戸建て住宅の改修や家財道具の搬出等に要する経費の3分の2以内の額で上限100万円を補助する事業を実施していますが、残念ながら活用実績はありません。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 少しずつですが、コロナ禍以降ちょっと止まっていたことが少しずつ解決していくとか動いてきているという事実は把握できました。

ただ、これは事業としてはまだまだ十分でないと思いますし、また出してきたもそれに対して希望している方がすぐ対応できるかということ、やはりそこに考慮のときがあったり、あるいはいろんなところを見て、ほかにも市町もありますし、私が調べたところ大洲市なんかかなり人口減ということもあって、かなり積極的な形で空家対策をされていますので、そういうもちろん条件もついているんですが、かなり前向きな対策もされているようです。

松前町は松山と非常にアクセスも近いということもあり、岡田校区や、まずいろんな校区です、学校の近くなんかでは別にそのようなことをしなくても、更地になったら本当に、よく住宅地になると回転というか売れていくのは早いんですけども、ただそれだけではやっぱり不十分だと思いますし、また今先ほどから出生数やらそういった人口減に対するいろいろな政策を考えたときに、やはり若い御夫婦というか、そういった方々が流入してきていただかないと、これもなかなか前へ向いて進まないものだと思います。だから、全てそれを連関していると思います。

私が一番心配しておりますのは、今だったら空家が利活用できるんだけど、ここ数

年するとすぐに空家というのは、数年たつと使い物にならないというか、大幅なリフォームをしないとイケなくなって、返って非常に費用もかかるということで、できる限り早くその回転をさせるためにも、皆さんにそういう利活用ができるものがあるということに対する周知、そこらがまだまだ不十分なんじゃないかなという気がいたしております。

その点について、今、大川さんのほうからこういうことで考えているというようなことはあったんですけど、より具体的にもっと回転を早くさせるために何か施策を考えているというようなことは、これはございませんでしょうか。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） 今、議員が御指摘された件なんですけども、実際、令和元年に調査した時点では、その当時の調査では19件だと記憶しているんですけども、その方が賃借とか売却とかを希望しておりました。

ただ、そこから、先ほど答弁しましたように、コロナ禍でそういう方とも接触ができていない状況にあります。まずは、その方についてもう一度、再度調査をかけて、その意向が変わっていないのかどうかということを確認する必要があるかとは思っております。

あと、情報提供につきましては、やはりいろんなSNSを使ったりホームページを使ったり、一般的ではありますけども、そういったことを活用して継続して行っていく必要があるかというふうには思っております。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） まずは、そうですね。そうやって実際にこうして賃借や売却の希望が出るわけですから、再度そちらにアプローチしていただくという、これがまず第一歩じゃないかと思えます。

もう既にそれから4年もたってるわけですから、また環境も変わってきて、状況も変わってきてると思うんですが、私は本当に実際のところ、今回選挙で街宣車でずっと回ったときにいろんな松前町の中で、売り家ってついてるおうちが結構見えたのと、それから本当に家自体はしっかりされてるんだけど、何かもう周りが草が相当生えて、見るからにそういう管理ができてないなというような、本当に残念な状況がここ数年の間ですごく増えてるような気がいたします。

ですから、少しでも早くそういったことに対する対応をしていただくと、先ほど私が申し上げたように、利活用という部分についてはもっともっと回転していくんじゃないかなと。せっかくのSDGsの考え方ではないですけども、もうとにかく古くなったら壊していけという考え方よりは、少しでも早く利活用ができるようにするような生かし方、それはやはり町としての考え方として、私はそちらのほうもこれから大切な考え方ではないかなというふうに考えますので、ひとつそういう情報提供、これも積極的に進めていただ

き、なるべく利活用のほうも進めていただきたいなど。

もちろん、危険空家については今までどおりしっかりと対策していただきたいなどは思っておりますが、そういった面、両方、両輪で進めていただければ、松前町自体が空家が多いところというよりは、何となく若々しい方々が流入してきて活性化する町になっていくのではないかなというふうに私は考えております。

空家については以上の。

それから、この計画です。私、課に行ってみせていただいたんですけども、やはりこういうことを考えてるところ、ここまで詳しいことは必要ないと思うんですけど、やはりこんなこともあるんですよということをもっともっとやっぱり広報していただけないかと、これをすごく感じましたので、ひとつその辺も広報の仕方を考えていただけないかなというふうに付け加えておきます。

それでは、第2点目のほうに進みたいと思います。

松前町の町議会議員選挙について、今回の町議選の各陣営に対する事務対応について、それから事務効率の問題、過去最低の投票率について今後の改善点はということで質問をさせていただきます。

まず1つ目として、今回の選挙については供託金など大幅な制度改革もありましたけれども、選挙公報に関して実際に新聞掲載されたのは、期日前投票期間中の最終日の朝でした。一般有権者への情報提供を意味する選挙公報の発行がこんなに遅いのでは、効果は半減します。私、4年前の選挙後にもこの点については指摘させていただきました記憶がございます。事前審査の折に、少なくとも2週間近く前に提出している原稿データなので、改善できるものだと思うんですが、また全般に事務手続が煩雑で各陣営も苦慮していた模様です。

4年に一度の選挙戦です。候補者数も定数プラス何人かで、事前にはある程度分かっていることですので、これに対する対応人数など、まだまだ改善の余地があるんじゃないでしょうか。そういった点、町の考えを伺いたいと思います。

それから2つ目です。

今回の選挙の投票率なんですが、4年前の町議選から約13%近く低く、期日前投票の人数もかなり少なくなっていました。この原因は、議会に対する町民の皆さんの評価も低かったことや、事前は無投票の可能性もあったことなどいろいろ考えられますが、若い人たちの選挙離れ、高齢者の投票所への足の確保が困難になっていることなども要因の一つではないでしょうか。

今後の対策として、従来型の選挙の大切さとかそういったことを教育の場でもいろんなところで広報されると思うんですが、これも時間もかかります。また、その広報や呼びかけだけでなく、投票率アップにはもっとつながっていくための方策が緊急に必要なか

なというふうに思います。

期日前投票の場所に、身近で行きやすい場所、例えば大型商業施設などの選択もあってもいいのではないかなというふうに私は思います。町の考えも伺います。よろしくお願ひします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

友田選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（友田秀樹） 初めに、選挙公報の発行についてお答えいたします。

松前町選挙管理委員会が執行する選挙における選挙公報は、平成30年9月に松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を制定し、令和元年及び本年8月執行の町議会議員選挙で計2回発行しております。

選挙公報の印刷に当たりましては、告示日の午後5時に立候補受付を締め切った後、直ちに各候補の掲載順序を決定するくじを行い、その結果をもって初めて原稿を完成させることができます。そこから、印刷、仕分け作業に3日程度かかるため、納品期限は告示日から起算して4日後の午前中とし、納品翌日の朝刊への新聞折込等により配布しております。

公職選挙法の規定によりまして、町議会議員選挙及び町長選挙の告示は選挙期日の5日前に行うため、現在の印刷スケジュールでは、新聞折込のタイミングがどうしても選挙期日の前日となります。

町としましても、有権者の方にはできるだけ早く情報を届ける必要があると考えておりまして、納期の前倒しを検討してまいりました。しかし、町内業者を含む多くの印刷業者が、見積競争の時点で現在の納期でも対応できないという理由で辞退されています。また、今回落札した業者からも、これ以上納期が早まると対応が難しいと言われており、納期の前倒しは困難です。

なお、選挙公報の配布が遅くなることを補うため、令和元年、本年ともに告示日翌日の午前中に原稿のデータが完成次第、町のホームページで選挙公報のデータを公開しています。

今後も引き続き、SNSの利用等、選挙公報のデータの新たな発信手段の検討を行ってまいります。

次に、全般的に事務手続が煩雑であったとの御指摘につきましては、今回の選挙から選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙公営制度が始まり、候補者が作成する書類が大幅に増加したこと、各陣営も事務処理に不慣れなことから手続終了までに時間を要したと承知しています。

今後、選挙管理委員会としましても、選挙公営の事務処理について検証した上で、反省



点があれば、それを踏まえて事務の効率化に努めていきたいと考えております。

続いて、投票率低下の改善策についてお答えいたします。

今回の町議会議員選挙は、投票率が45.61%であり、前回の58.36%から12.75ポイント低下しました。御指摘のとおり、告示日の前日の新聞等で無投票の公算が高いと報道されたことのほか、期日前投票日初日の天候が非常に激しい雨であったことなども投票率低下の一因になったと考えられます。

投票率を年代別に見てみますと、70歳代が62.18%、60歳代が57.12%であるのに対し、30歳代は32.69%、20歳代は24.78%となっており、全国的な傾向と同じく若年層ほど投票率が低い傾向にあります。

しかし、これを前回の投票率と比べると、70歳代がマイナス16.97ポイント、60歳代がマイナス14.67ポイントであるのに対し、30歳代がマイナス8.45ポイント、20歳代がマイナス12.38ポイントとなっており、高齢者の投票率の低下が今回の大幅な投票率低下につながったと考えられます。

町としても、投票率の向上は重要な課題と捉えており、選挙時は広報まさき及び町ホームページへの周知記事掲載、のぼり、懸垂幕の設置や広報車等による周知啓発を行っています。

また、選挙時以外においても、小学校、中学校、高等学校の児童生徒へ選挙啓発ポスターの募集や、伊予高等学校で高校3年生を対象とした出前授業を毎年行うなど、若年層への主権者教育を継続して行っております。

なお、大型商業施設等への期日前投票所の開設については、二重投票を防止するために、リアルタイムで投票情報を共有しつつ、強固なセキュリティを備えたネットワークを構築する必要があることから、現在は実施できておりません。

しかし、大型商業施設等への期日前投票所の開設が高齢者の投票率を回復する可能性もあることから、今後、安全性と効率性を兼ね備えたネットワークの構築方法を模索するとともに、費用対効果も考慮しながら、開設の是非について検討してまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） まず最初の公報です。選挙公報に関しては、3日間というのがもうぎりぎりのところだということで、実際に出されるのは結局最終日というか、期日前投票でいったらもう最後の日の朝になるということなのですが、これは技術的なことなので、これからもっと画期的に短くなるようなことは、もうこれは技術的なことなので難しいのかもしれませんが、ただ私もそのデータをホームページとかSNSで発信してたということは、ちょっと私自身も失念しておりましたので、その辺はやはりもう少し出してますよってということで、いつでも見れるということで、それをもう少し広めていただけた

ら、その3日間の技術的な問題と同時並行に、少しでも皆さんに周知徹底できるような方向性が見えてくるのではないかなという気がいたしますので、そこらはどんどんやっぱり進めていただきたいし。

それから、できれば各陣営にもよると思うんですけど、今後はQRコードとかそういうのも添付して、そこからまた皆さんが見ることができるような、そういったこともつなげていっていただければ、特に若い方々とかそういった方々が、この方はどういうことをされてるのか、どんなことをしているのかなってというようなこともつながって見えてくるのではないかなと。知る手段として、今後検討していただきたいなというふうに思います。

それから、今、投票率のことについて出ておりましたけれども、実際にはやはり私が想像してたとおり、かなり高齢者の方々は選挙には行きたいんだけど自分の足で行けない、そして家族に迷惑かけるからってというようなことで、いろんな地区でそういった方々は乗り合わせて行きましょうとか、地区地区でいろいろと協力し合って、なるべく選挙に行くという気持ちを大切にしていきたいという方向性でそれぞれ工夫されてやっていたと思うんですけども、先ほど私がちょっと提案させていただきました大型商業施設等の選択なども、今後は検討、ネットワークを構築しなくてはいけないという、安全性とか効率性とか二重投票のこととかということ課題はあると思うんですけども、これは次の4年間もまだあるわけですから、ぜひちょっとそういったことも考えていただいて、ますます高齢化が進みますから、そういったことでの投票率の下げを少しでも食い止め、そしてまた若い方々なんかだったら、商業施設なんかに行った買物ついでに、入場券さえ持っていればそこに、ついでにというのは言い方が悪いですけども、そういうような形で選挙もできるのではないかとということで、少しでも投票率アップにつながっていく、その気軽さというか。

やはり、庁舎まで来てそこを上がって行ってというのが、やっぱりちょっとハードルが高いというような声も聞きますので、そういったところをもう少し検討していただければ、どんどん下がっていく投票率を少しでも維持できるように、やっぱり投票率というのは皆さんの気持ち、町民の気持ちが町議会に対してどうだということの一つの選択肢にもなりますから、とても大切なことだと思いますし、また我々町議会議員もそういうふうに興味を持っていただくとか、しっかりと議会としての、議会人としての自覚もしっかり持って、この投票率が低かったことについては私自身も非常に反省とか、今後の議会活性化とかそういったものにもつなげていって、4年後にはしっかりと投票率が上がっていくようにしていかなければならないなというふうに自戒を込めて、私自身も今回質問をさせていただいた次第でございます。

そういったことで、これから技術面とか安全性とかいろんな面があると思うんですが、4年間でそういう煩雑な事務対応なんかについても、まだまだ是正するべきところがある

と思いますので、ひとつ御検討をしていただき、また先進事例等々を研究していただき、少しでもいい形で選挙ができるような形になっていけばなというふうに期待しております。

私の一般質問はこれにて終わりにさせていただきます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

次の池田幸子議員の一般質問ですが、昼をまたぐ可能性もありますが……

（「やらせちゃったらええんよ」の声あり）

引き続き、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 3番池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 議員番号3番池田幸子です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、9月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

初めての質問になりますので、何分不慣れな点もありますが、最後までどうぞよろしく願いいたします。

初めに、子どもたちの教育環境についてのうち、長期欠席、不登校児童支援についてお尋ねいたします。

質問内容が、先般の6月定例会、影岡議員の質問と重複してしまっている点もありますが、私、子育て中のお母さんとしての目線で質問いたしますので、御了承いただければと思います。

さて、愛媛県内でも年々増加している長期欠席、不登校児童支援については、愛媛県内だけではなく、日本国内で大きな課題となっています。

文科省が行った令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校児童生徒数が小学校及び中学校で約24万5,000人、高等学校を合わせると約30万人に上り、過去最高になっているとのこと。

松前町においても、不登校の児童は急激に増加傾向にあると足立教育長から御答弁がされてきました。

ただ、長期欠席と不登校は定義も違いますし原因も違います。長期欠席は、病気、経済的理由、不登校、その他に分けられていますし、不登校については何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるものとされています。

私の子どもと同世代の長期欠席中のお子さんを持つ保護者からは、子どもが夏休みを機に学校に行けなくなってしまい、町外のフリースクールに通わせようとしたけれど、民間のフリースクールは費用が高いことと送迎が実質不可能なことから、結局家でゲームをして過ごすうちにひきこもりになってしまったなどのケースを伺ったことがあります。

不登校から、必然的にひきこもりになってしまうことも課題です。

本町におきましても、学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員などが、様々な不安や悩みについて児童生徒や保護者が相談できる体制を取られているとお聞きしています。ただ、不登校になってからの相談よりも、事前に子どもたちの変化に気づくように、しっかりと保護者との連携を進めていくことが重要だと考えます。

本町におきましても、誰一人取り残されない学び保障プランの実施に向けて、こういった視点を持って、長期欠席やひきこもりの児童に対する早急な行政支援が必要だと考えます。

以前、長期欠席、不登校児童の数を直接松前町の教育委員会に問い合わせたところ、長期欠席、不登校児童の数は公開していないので教えられないとの御回答をいただきました。しかしながら、6月定例会において足立教育長からの御答弁の中に、小中学生合わせての不登校児童生徒数は、令和元年度31人、令和3年度43人、令和4年度60人と答弁をいただいております。

今、令和5年度が半分過ぎていますが、去年、令和4年度の60人から不登校児童生徒数は増えているのでしょうか。

また、不登校児童生徒数については、6月定例会にて御答弁いただいておりますが、長期欠席についても含め、これまでの松前町の長期欠席、不登校児童生徒の現状及び推移について改めてお聞かせください。また、その要因について、様々だと思いますが、近年の傾向も含め、可能であればお答えできる範囲で結構ですので、併せてお願いいたします。

また、以前、問合せをした際に、数字を公開していないとお答えいただいた理由についてもお教え願います。

次に、2つ目、長期欠席、不登校やひきこもりの児童など、居場所のない子どもたちの支援についてお尋ねいたします。

先ほども申し上げましたが、不登校児童数は年々増加傾向にあります。もちろん、教育委員会としても様々な相談員などの皆さんと、保護者や児童への相談支援体制については進められており、その点については改めて感謝申し上げます。

ただ、同じ不安や悩みを抱える保護者が集まる保護者の会などは、今のところ本町には設置されていないということですので、私は保護者の立場としても、こういった悩みを心から打ち明けていけるような場所があるということは、保護者の不安を和らげ、不登校児童生徒や保護者を支えていくために貴重な取組であると思っています。

こういった中で、厚生労働省は、ひきこもり支援について、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として都道府県及び指定都市のみに設置していたひきこもり地域支援センタ

一の整備を進めていましたが、令和4年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村にまで拡充しています。

長期欠席や不登校からひきこもりにつながらないように、長期にわたっての支援体制の構築は大変重要です。ぜひとも、こういった支援体制の構築も含め、今後私たち松前町が一步一步できることは何なのかを、私も一緒になって考えていきたいと思っています。

例えば、民間のフリースクールなどとの連携以外にも、自治体が子どもたちの居場所を創設するケースも校内外ともに増えてきています。例えば、自分の教室に通えなくなってしまった子どもたちが通える教室を校内に設け、学習支援をしたり、安心して過ごせるよう専門の支援員を配置したりといった支援に加えて、校外、学校の外にも古民家等を改修し公営の支援施設をつくるケースも増えてきています。

御存じのとおり、お隣の伊予市にも、不登校やひきこもりの児童の居場所である市営のはばたきに加えおおぞらを開設しており、誰一人取り残されない学びの取組を行っています。

本町でも、支援施設について前向きに検討する旨を6月定例会におきまして御答弁いただいております。そこで、今後のスケジュール等についてどのようにお考えになられているのでしょうか。

そして、不登校児童やひきこもりなどの子どもたちの居場所づくりについて、現在の支援に加え、6月定例会におきまして足立教育長から、もう一段階ステップアップしたスペシャルサポートルーム等の設置を目指していきたいとした御答弁をされております。

ただ、私が心配なのは、実際の課題や保護者からの声をどのようにお聞きし、町の施策に反映していこうとしているのか、そういったことも大変重要です。ただ居場所や制度をつくるのではなくて、そういった子どもたちを誰一人取り残さない松前町の教育支援体制をつくっていただきたいと心から願っています。

併せて、こういった支援体制を進めていく上で、検討委員会を設置してはと思いますし、今後の開設計画に向けて具体的な進捗がどのように進んでいるのかお聞かせください。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

**○教育長（足立一志）** それでは、長期欠席、不登校児童の松前町の推移等についてお答えいたします。

長期欠席児童生徒とは、年間30日以上欠席した児童生徒を、不登校児童生徒とは、長期欠席児童生徒のうち病気や経済的な理由によるものを除いた者をいいます。

本町の過去5年間における長期欠席児童生徒数は、平成30年度37人、令和元年度38人、

令和2年度56人、令和3年度68人、令和4年度88人です。

また、不登校児童生徒数は、平成30年度29人、令和元年度31人、令和2年度46人、令和3年度43人、令和4年度60人です。

次に、長期欠席・不登校児童生徒数を公開していない理由は、との御質問についてお答えします。

長期欠席・不登校児童生徒数については、対象となる児童生徒や保護者の心情への配慮が必要であることや、不登校児童生徒数のみで学校の評価が行われてしまうことが懸念されることから、積極的には発表していませんが、公開していないわけではありません。

不登校児童生徒やその保護者の支援に当たる関係者には報告しておりますし、またお問合せがあった場合はお答えをいたします。

以上でございます。

続けて、子どもの居場所づくりについて、不登校児童やひきこもりなどで居場所のない子どもたちの居場所づくりの支援と予定についてお答えします。

令和5年6月定例会で影岡議員に答弁いたしましたように、本町では、不登校の子どもや登校してもみんなと一緒に教室で学習ができない子どもたちのために、保健室や相談室等で学習や面談、タブレットを利用したeラーニングによる学習活動を行い、不登校や不登校傾向の児童生徒ができるだけ学校に来やすくなるような環境づくりをしています。

しかし、これらの学習活動や面談をするための専用の部屋や専任のスタッフが配置されていないため、常時対応することができていない状況です。

このため、専用の教室やスタッフを配置し、学級に入りづらい児童生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習生活ができる、スペシャルサポートルーム等の設置を目指したいと考えています。

また、不登校や不登校傾向など支援が必要な児童生徒の中には、愛媛県総合教育センターの教育支援教室や民間フリースクールで活動している子どももいます。

ただ、本町からの距離や費用負担の問題もあり、実際の利用数は数人程度と極めて少ないことから、これらの施設だけで十分な支援ができているとは言えない状況です。

このため、不登校や不登校傾向の児童生徒、保護者の支援の拠点となる教育支援センターの設置について、教育委員会で検討を進めているところです。

また、議員御指摘のように、他の自治体では不登校やひきこもりなどで居場所のない子どもたちが、将来の自立に向けて生きる力を育むことを支援する施設を、教育と福祉、両分野の機関が連携して設置しているケースもあります。

今後、教育委員会と福祉担当部署が連携した複合施設の設置も視野に入れながら、子どもたちの育ちにとってよりよい施設の設置について研究していきたいと考えております。

なお、議員の最初の質問にありました今年度の8月までの不登校児童生徒数の数について

てお答えいたしますが、今年度8月末現在で、小学生10名、中学生28名、合計38名で、昨年の同時期と比べると6人上昇、増加をしている現状です。

以上でございます。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 御答弁をどうもありがとうございます。

資料の御用意もまたありがとうございました。

資料を拝見していると、令和3年度から病気による長期欠席の児童も少し増えて増加傾向にあるかなと思うんですけども、その要因について、例えばこの期間はコロナのワクチン等が導入されたりもありましたので、ワクチンの後遺症があったりだとか、またデータで拝見しますと、小中学生のコロナ以降は運動不足等で体力が落ちており、全国的にも体力テストの結果がものすごく下がっているというデータを私見ておまして、この病気となっているところの原因の内容について、もしそういったことが関係しているか、お分かりでしたら御回答いただけたらと思います。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 細かい数字は、現在ちょっと手持ちがございませんので、お答えできないんですけども、確かにコロナの影響で欠席児童生徒数は増えている状況はあります。不登校に結びついている場合もあると思われれます。その関係で、令和4年度の数が増えておりますけれども、病気のほうもコロナの影響があるかどうかまでははっきり判断ができないんですけども、ただ私たちが気をつけなければいけないのは、病気を理由で欠席にはなっておりますけれども、その児童生徒が不登校に結びついてしまう可能性もあると、そういう視点で学校のほうも対応していく必要があることは懸念をしているところでございます。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 御答弁ありがとうございました。

私としましては、急に不登校になるとは限らないと思っております、やっぱり潜在的に長期欠席や不登校児童生徒につながってしまうということが潜在的に存在していると思っております。なので、そういった潜在的な生徒への対策も必要だと思っております。

先ほど申し上げた保護者との連携であったりとか、または教職員の研修等であったり、多様な学びへのアクセスであったりとか、そういう未然に防ぐ対策も必要だと思っておりますので、私も一緒になって考えていきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 池田幸子議員の一般質問を終わります。

引き続き、影岡議員の一般質問を進めてよろしいでしょうか。

（「昼やろうがな、昼やろげ」の声あり）

じゃあ、お昼休憩を挟んでにしますか。

(「当然やろ」の声あり)

暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午後0時58分 再開

○議長(住田英次) 再開します。

一般質問に先立ちまして、渡辺町民課長より村井議員への答弁の訂正があります。

渡辺町民課長。

○町民課長(渡辺 司) 先ほど申し上げました1日当たりの住民1人の減量グラム数の訂正をお願いいたします。

令和4年度32.2グラム、令和5年度、見込みでございますが36.6グラムになります。

以上です。

○議長(住田英次) 以上です。

10番影岡俊範議員。

○10番(影岡俊範議員) 議席番号10番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず1問目、窓口の一本化。

具体的には、おくやみコーナーについて質問させていただきます。

超高齢化社会である日本、配偶者を亡くされる方、高齢の家族を亡くされる方が増えていく中、相続に伴う各種手続をスムーズに進めることが必要であります。死亡届提出後の行政手続は、葬祭費の支給申請、健康保険の被保険者資格の喪失、各種保険証や手帳の返還、各種手当の振込先変更、税の相続人代表者の届出などたくさんあります。

どのような手続が必要で、どこの窓口に行けばよいのかといった情報を提供したり、専用コーナーで書類の作成補助や手続に必要な窓口を案内したりするサービスが全国の自治体で広がっております。

死亡に伴う行政手続は複数の部署にまたがり、作るべき書類も少なくない。残された家族の死亡手続の負担を減らそうと大分県の別府市が始めたワンストップサービスは、関係する課と情報を共有して手続の種類を選別、必要に応じて他の窓口案内するか、その担当課の職員がコーナーまで出向くなどして手続を完了するといえます。

また、行政業務のデジタル化により、故人に関する情報を集約して対応し、遺族の負担を減らすワンストップ化も進められているところがあります。

本町の現状の対応をお聞きいたします。また、今後どのような改善を検討しているか、本町の考えを問います。

以上です。



○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 死亡に伴う行政手続の窓口一本化についてお答えします。

町民の方が死亡された場合、御遺族は多数の行政手続が必要となり、またその手続が役場の複数の部署にまたがることから、現在町では関係各課が連携してこれに対応しています。

具体的には、死亡届提出に際し、届出に來られた方に死亡後にどういった手続が必要でどこの窓口に行けばよいのかという案内用紙を事前にお渡しするとともに、町民課が各課に死亡連絡票を回して、各担当課が事前に必要な手続の準備をしておき、御遺族が手続に來庁したときには円滑に対応できるよう取り組んでいます。

各手続は、それぞれの担当課窓口で行っていますが、場合によっては各課担当職員が町民課に出向き、まとめて事務処理ができるよう臨機応変な対応に努めており、町民の皆様からは、丁寧で親切な対応でスムーズな処理ができたとお褒めの言葉もいただいております。

今後は、さらに一步進め、町民の皆様のご負担軽減を図るため、死亡に伴う行政手続の窓口を一本化して、関係各課職員がその窓口へ順次出向いて対応する形のワンストップ化を速やかに図りたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 御答弁ありがとうございました。

私も経験したことで、私の場合はやっぱり各課に出向いたものですから、それで伊予市とかに聞きましたら、窓口へ各課が來て対応しているというふうに聞きましたので、本町においてそういう形になるのかどうかということで質問させていただきました。

結論は、各課から1つの窓口へ担当課が行ってやるということも想定されているということでしょうか。分かりました。ありがとうございました。

次に、子育て世代包括支援について、ネウボラ制度についてお尋ねいたします。

連携ミスや家庭環境の把握不足、担当の引継ぎ不備で、虐待事件のたびに行政対応のまづさが発覚するケースが後を絶ちません。

厚生労働省の19年度統計によりますと、児童虐待の加害者の割合は、実母が47.7%に対し、実父が41.2%だったということです。児童相談所での相談件数が年々増加の一途をたどる中、実父の割合も10年度から16.4ポイント上昇、対応が急務となっております。

そんな中、注目を集めているのが、専属の担当者が家族全体をケアするネウボラと呼ばれるフィンランドの制度があります。産前産後の家族ケア一貫と虐待防止の上で、日本版ネウボラは、出生など地域の特性に応じて様々な形で取り入れられる動きが広がってきて

おります。

子育て世代包括支援センターは、2017年の母子健康法改正で全自治体での設置が努力義務化され、産前産後の親子を継続的に支援する仕組みであります。母子保健部署と関連部署とをつなげて、助産師、保健師らが連携して妊娠期から就学までを1つの窓口で支援していると思いますが、フィンランドのネウボラ制度のようなきめ細やかな対応はできないのか、できるのか、本町の取組状況を問います。

また、保健師、助産師等の人材確保や関連部署との連携においての問題点はないのか、お伺いいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） ネウボラ制度についてお答えします。

ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスを受ける場所という意味があり、各家庭に専属の保健師がつき、母親の妊娠期から子どもの就学前までにかけての子育て世帯を対象に、あらゆる相談に対応するフィンランドの支援制度です。産前・産後・子育ての切れ目のない支援のための拠点そのものを指すこともあります。

日本では、平成25年に第16回社会保障制度改革国民会議でネウボラが紹介されたことを契機に、平成26年には厚生労働省において、妊娠・出産包括支援モデル事業が実施され、同年、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、ネウボラを参考にした子育て世代包括支援センターの整備が閣議決定されました。

さらに、平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律により、母子保健法の改正が行われ、子育て世代包括支援センターを設置することが市町村の努力義務とされました。

以上のとおり、子育て世代包括支援センターは、日本版ネウボラとして制度化されたものです。

本町では、令和2年度に子育て世代包括支援センターはぐはぐを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。

具体的には、専属の保健師が妊娠期から妊娠8か月面談やこんにちは赤ちゃん訪問等を実施し、全ての子育て世帯の状況を把握しています。

また、支援の必要な家庭には、はぐはぐの専門職が継続的に関わることで子育て世帯の孤立を防ぎ、虐待等の兆候や家庭環境の問題を早期に発見しています。

さらに、必要に応じて外部の助産師、栄養士、臨床心理士などの専門職や病院、社会福祉協議会などの専門機関と連携してきめ細かな対応をしているところであり、日本版ネウボラとして十分に機能を果たしていると考えています。

また、現在、はぐはぐには、正規職員の保健師3名、社会福祉士1名及び保育士1名を配置しているほか、必要に応じて外部の助産師、栄養士、臨床心理士などの専門職の支援

が得られる体制が整っており、人的な面での支障はありませんし、外部の専門職や専門機関とは円滑なコミュニケーションにより緊密な連携が図られています。

今後とも、子育て世代包括支援センターはぐはぐにおいて、子育て世帯に対し、産前・産後・子育ての切れ目のないきめ細かな支援に努め、安心して子どもを生み育てられる環境づくりをさらに進めたいと考えています。

以上になります。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） この子育て世代包括支援の本町の取組については、正直言います、よく丁寧にやっただけだということはおりましたが、最初に述べました虐待とか、そのあたりの対応はどうなのかっていうふうなことで質問をさせていただきましたけれども、御答弁にありましたように、そのあたりの関連する部署との連携もできているというふうにお聞きしました。これも、一安心というふうに思っております。

この子育て世代包括支援は、子育て支援の一丁目一番地やと思います。もうこれをぜひとも充実させて、これから計画では出生が多くなればこれはいいことではありますが、それに対してやはり対応をする人材が不足するとかというふうなことについては、先を予測して、先ほどの話ではないですが、ある程度予測を立てながら、やはりそういう保健師とかそのあたりの確保も念頭に入れてやっていっていただきたいと思います。

逆に、またそういう増えることによって職員の方々が過労にならないように、そのあたりにも配慮いただきたいと思います。それには、やはりシステム化というかICTとか、そういうふうなものも勉強していただいて、それによって連携も深めていくとかというふうなことも考えていただけたらというふうに思っております。ありがとうございました。

では3問目、体育館の空調について。

学校の体育館は天井面から日射による熱侵入が大きく、それでいて体育館内の容積に応じて蓄積できる熱容量も多いため、気温や湿度が一度上がるとなかなか下がりにくいです。

窓を全面的に開ければ換気により熱を逃がすことができるが、クラブ活動や競技、式典の最中には、それも限定的にしかできません。そのため、夏場の体育館は熱中症になる危険性が極めて高い場所として知られております。それにもかかわらず、体育館のエアコン設置率はまだまだ低いのが現状であります。

熱中症対策や災害時における避難所の環境向上のため、体育館の空調はこれから絶対に必要な設備と考えますが、本町の見解をお聞きいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

金子学校教育課長。

○学校教育課長（金子貴徳） 体育館の空調についてお答えします。

議員御指摘のとおり、小中学校の体育館等における空調（冷房）設備の設置率は全国的

に低く、文部科学省が行った公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況調査では、令和4年9月1日現在、全国の小中学校の体育館等の空調（冷房）設備の設置率は、スポットクーラーの配備を含め11.9%で、県内の市町立小中学校の体育館等で常設の空調（冷房）設備を設置しているのは、458室中2市町の3室で、そのうち1室は体育館に併設している武道場となっています。

本町の小中学校体育館においても、常設の空調（冷房）設備は設置しておらず、避難所開設時の防災備蓄品としてスポットクーラーを2台ずつ配備している状況です。

高温が続く近年の異常気象を考慮すると、安心して学校活動を行うためには、議員が言われるように常設の空調（冷房）設備を設置することが望ましいと考えます。また、政府の熱中症対策実行計画で、災害時に避難所となる施設へのエアコン設置を進めるとしています。

しかし、体育館への空調（冷房）設備の設置に当たっては、断熱性確保のための工事も必要であり、大きな財政負担が必要となるほか、電気代等ランニングコストも高額になるため、今後、県内市町の設置状況や国の財政支援の動向、本町の財政状況等を踏まえて検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 御答弁、ありがとうございます。

でも、おっしゃられることは大体想像はついてはおったんですけども、とにかく国の補助としては、先ほど言われてましたように、断熱といわゆる空調設備をセットで補助がきくという、文科省ですか、そのあたりはあります。

しかし、その中で私が思うのは、断熱と空調をセットにして補助はありますが、経費的な面でも断熱だけでも先に取り組むことはできないかということでございます。それが補助があるのかなのか私には分かりませんが、一挙にやってしまうのではなくて、できることから、まず空調を入れる前に必要とされる断熱工事というものに取り組めば、夏の暑さを少しでも軽減できるのではないかというふうに思います。

その点について、そういう段階的に設置していく計画というのはいかがでしょうか。

○議長（住田英次） 金子学校教育課長。

○学校教育課長（金子貴徳） 議員さんの先ほどの御質問に対してお答えします。

現在、国が制度設計をしております交付金の要綱を見ますと、断熱性のない建物については、併せて断熱性確保のための工事を実施するものとするということで、冷房設備と断熱性確保の工事を併せてすることを補助の要件としておりますので、今の段階では併せて実施をするという方向になろうかと思っております。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） もうこれは、国の施策とかそのあたりもかなりあると思いますが、災害はいつ起こるかも分かりません、そういうことで喫緊性もあると思いますが、そのあたりをやはり計画を立てて、一挙に全部をやってしまうということではなく、財政のやりくりもあろうかと思いますが、徐々にでも何年がかりでやるとか、そういった段階を踏んだ上での設置を計画をしていただけたらと、私のこれは考え方であります。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後 1 時21分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司

松前町議会議員 田 中 周 作

10月10日（第3号）

令和5年松前町議会第3回定例会会議録

令和5年10月10日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 重松知之  | 2番 池内邦仁  | 3番 池田幸子   |
| 4番 西村元一  | 5番 渡部恵美  | 6番 曾我部秀司  |
| 7番 住田英次  | 8番 田中周作  | 9番 城村トキ子  |
| 10番 影岡俊範 | 11番 稲田輝宏 | 12番 村井慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑 | 14番 加藤博徳 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 町 長             | 岡本 靖  |
| 副町長             | 徳居 芳之 |
| 教育長             | 足立 一志 |
| 総務部長            | 大川 康久 |
| 保健福祉部長          | 早瀬 晴美 |
| 産業建設部長          | 渡部 博憲 |
| 出納局長            | 仙波 晴樹 |
| 教育委員会<br>事務局 局長 | 住田 民章 |
| 総務課長            | 友田 秀樹 |
| 財政課長            | 田中 志延 |
| 税務課長            | 塩梅 敬介 |
| 危機管理課長          | 金子 裕之 |

|         |       |
|---------|-------|
| 町民課長    | 渡辺司   |
| 福祉課長    | 平村展章  |
| 保険課長    | 柏原正   |
| 子育て支援課長 | 大西雅弘  |
| 健康課長    | 佐藤真一  |
| まちづくり課長 | 山田善仁  |
| 産業課長    | 田中俊臣  |
| 会計課技監   | 永井仁   |
| 上下水道課長  | 住田俊哉  |
| 学校教育課長  | 金子貴徳  |
| 社会教育課長  | 三原三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|         |      |
|---------|------|
| 議会議務局長  | 楠田匡志 |
| 議会議務局書記 | 徳本敏子 |



令和5年松前町議会第3回定例会

議事日程表

No.3

|       |                                            |          |    |    |  |
|-------|--------------------------------------------|----------|----|----|--|
|       | 令和5年10月10日（火）                              | 午前10時30分 | 開議 |    |  |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                 |          |    |    |  |
| 日程第2  | 議案第59号 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例             |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設）                              | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第3  | 議案第60号 松前町第8分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について      |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設）                              | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第4  | 議案第61号 江川住宅外壁改修工事（3・4棟）請負契約の締結について         |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設）                              | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第5  | 議案第62号 R5-6雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設）                              | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第6  | 議案第63号 松前町道路線の廃止について                       |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設）                              | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第7  | 議案第64号 松前町道路線の認定について                       |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（総務産業建設）                              | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第8  | 議案第69号 令和4年度松前町歳入歳出決算認定について                |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）                                | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第9  | 議案第70号 令和4年度松前町水道事業会計決算認定について              |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）                                | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第10 | 議案第71号 令和4年度松前町下水道事業会計決算認定について             |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）                                | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第11 | 議案第72号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第4号）               |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）                                | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第12 | 議案第73号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）         |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）                                | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第13 | 議案第74号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）        |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）                                | 質疑       | 討論 | 採決 |  |
| 日程第14 | 議案第75号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）           |          |    |    |  |
| 上程    | 委員長報告（予算決算）                                | 質疑       | 討論 | 採決 |  |

日程第15 議案第79号 R 5 - 6 雨対第2号- 1 塩屋排水機場遊水池改良工事請負契約の締結について

上程 提案理由説明 質疑 委員会付託（総務産業建設）

委員長報告（総務産業建設） 質疑 討論 採決

日程第16 議員派遣の件

閉 議

町長挨拶

閉 会

午前10時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

9番城村トキ子議員、10番影岡俊範議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 議案第59号 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第2、議案第59号災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る9月19日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第59号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき本町に派遣された関係行政機関等の職員に対して災害派遣手当を支給するため、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律により新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号を委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第60号 松前町第8分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第3、議案第60号松前町第8分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る9月19日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第60号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この工事は、敷地面積374平方メートルの中に、延べ床面積172.5平方メートルの鉄筋コンクリート造2階建ての消防詰所を建築するものです。

審査の過程において、第8分団消防詰所の新築工事では現在どのくらいの費用がかかっているのかとの質疑がありました。担当課からは、1億2,307万7,700円と聞いているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号を委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第61号 江川住宅外壁改修工事(3・4棟)請負契約の締結について

(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第4、議案第61号江川住宅外壁改修工事(3・4棟)請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る9月19日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第61号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この工事は、鉄筋コンクリート造4階建ての江川住宅3、4棟の外壁の改修を行うもので、改修の主なものは外壁のひび割れ、欠損の補修、外壁仕上げなど全面改修を行うものです。

審査の過程において、工期は令和6年1月31日となっているが約3か月で完成するのかなどの質疑があり、外壁の補修であるため、工期としてはこれで完成するものと判断しているとの答弁がありました。

次に、江川住宅外壁改修工事の落札業者が第8分団消防詰所の工事も請け負っている。外壁工事は工期内に完成しても、第8分団消防詰所の工期は令和6年3月31日までに終わるのか。完成予定日であるため多少遅れてもということがあるかもしれないが、請け負った以上はこの予定日を必ず守ってほしいが大丈夫かとの質疑があり、落札業者には技術者が十分いる。担当課にはしっかり管理させるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第62号 R5-6雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第5、議案第62号R5-6雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る9月19日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第62号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この工事は、内径幅1.2メートル、高さ1.1メートルの水路を104メートル敷設するものです。

審査の過程において、この工事も同じ業者が落札しているがこの業者は技術者を何人登録しているのかとの質疑があり、入札参加資格審査申請時に提出されている資料では15人となっているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号を委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第63号 松前町道路線の廃止について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

日程第7 議案第64号 松前町道路線の認定について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第6、議案第63号松前町道路線の廃止について及び、日程第7、議案第64号松前町道路線の認定についての2件を一括議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長(稲田輝宏議員) 去る9月19日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第63号及び議案第64号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第63号松前町道路線の廃止について御報告いたします。

松前道の路線を廃止する町道西2号線は、起点を松前町大字北川原字北ノ川原1604番地先、終点を松前町大字北川原字西開855番地先とする延長863.7メートルの町道で、議案第64号でこの町道の終点の位置を変更することにしています。道路法では路線の起点または終点を変更する場合、旧路線の廃止と新路線の認定という二つの手続が必要になることから、路線の廃止を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第64号松前町道路線の認定について御報告いたします。

松前町道の路線を認定する町道西2号線は、起点を松前町大字北川原字北ノ川原1604番地先、終点を松前町大字筒井字北新田1456番1地先とする延長896.5メートルの町道です。

この路線は終点の国近川に架かる橋長32.8メートル、幅3メートルの塩屋橋が県による修繕工事完了後、令和5年6月14日付けで県から町に移管され、塩屋地区の多くの住民が

利用して日常生活に欠かせない橋となっていることから、町道として管理するため、路線の終点の位置を変更し、町道の路線の認定を行うものです。

次に、町道東181号線は起点を松前町大字北黒田字戎17番1地先、終点を松前町大字南黒田字横田1番1地先とする延長123.6メートルの町道です。

この路線は、起点側の町道東16号線と現在整備に向けて準備を進めている南黒田工業団地を結ぶ新設道路で、人、ものの移動を確保するため、新たに路線を認定し、道路を整備するものです。

審査の過程において、町道西2号線については、塩谷橋は県管理の国近川に架かっているが、今後の修繕工事は町の費用となるのかとの質疑があり、橋の修繕が必要になった場合は町が実施するとの答弁がありました。

次に、塩屋橋は昭和49年の国近川改修時に合わせて建設されたもので、河川改修時に建設された橋は、通常、河川管理者の県から町へ引き継がれるところ、塩屋橋はその記録がなく管理者不明の橋であったと説明を受けた。管理者不明の橋がなぜ県から町へ引き継がれるのかとの質問があり、国近川が改修される前から農道橋として架かっており、河川改修時に橋を復旧したが農道橋ということで町道認定もしていなかった。農道については平成17年に町へ財産管理も移管されており、本来であれば町が管理すべきものということになるため、県と協議を行い、今回の修繕については県が実施し、その後町は引継ぎを受けて町道として管理することになったとの答弁がありました。

また、塩屋橋の修繕に当たり、橋の拡幅は要望しなかったのかとの質疑があり、幅員3メートルと狭い橋ではあるが、今回は橋の修繕が大きな目的であったため、県に対して橋の拡幅までは、要望していないとの答弁がありました。

次に、町道東181号線については、起点側の町道東16号線と南黒田工業団地を結ぶ新設町道ができると農地が東西に分断され、分断されたことを理由に西側の農地の種別は変更できるのかとの質疑があり、判断は県との協議になると思うが、原則県道以上を分断線としている。しかし、思い通りは町道であっても4車線であるため、協議を行い、県が分断線と認めた経緯があると聞いている。一概に町道だからできないというわけではないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第63号及び議案第64号の報告を終わります。

**○議長（住田英次）** 委員長の報告を終わります。

議案第63号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第64号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第69号 令和4年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第9 議案第70号 令和4年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第10 議案第71号 令和4年度松前町下水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第8、議案第69号令和4年度松前町歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第70号令和4年度松前町水道事業会計決算認定について及び、日程第

10、議案第71号令和4年度松前町下水道事業会計決算認定についての3件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

**○予算決算常任委員長（影岡俊範議員）** 去る9月19日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第69号から議案第71号までの、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第69号令和4年度松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

ふるさと納税事業について、目標は達成しているが令和4年度の県内の順位はどうなっているのか、またルールの改正により返礼品の内容が変わってくると思うが、今後どのような対応を取るのかとの質疑があり、県内の順位は下から二、三番目あたりで変わりはない。国の制度の範囲内で町の収入を増やすということは必要だと考えており、地域の返礼品の発掘やPRを行っていききたい。今後の運用については、試算をしたところ50%を超えそうなものもあるため、他の市町と同様に寄附額の値上げが必要になると考えている。国が示した基準をクリアして、引き続きふるさと納税が行えるよう準備をしているところであるとの答弁がありました。

次に、おしゃれなまさき推進事業について質疑があり、おしゃれ予算として毎年度、工事費500万円を確保して各課に照会しているが、令和4年度は工事が発生しなかったため執行がゼロとなった。せつかくある予算でもあり、引き続き各課におしゃれな、付加価値がつけられるような工事が無い情報収集を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、令和4年度定例監査結果報告書の中で、財政課への要望事項として統計電算係と総務課のDX推進係が一体化し、今後共同で業務を推進してはどうかという監査委員からの要望があったが、どのような考えで進めているのかとの質疑があり、DX推進係と統計電算係を一緒にするか、別々のほうがよいのかについては一長一短があり、どちらがいいということの答えは出ていない。来年度に向けた組織体制のヒアリングの中で意見を聞いて協議を進めていききたいが、現状はまだ結論が出ていないとの答弁がありました。

委員からは、メリット、デメリットがあるが、しっかり精査しながらよい方向に前向きに進めてほしいとの意見がありました。

次に、事務のオンライン化やDXなど、事務の効率化につなげていると思うが、ペーパーレス化の実績は数値として出ているのかとの質疑があり、ペーパーレス化の実績の数値の整理はしていないが、日常業務において紙の印刷はかなり減っており、進んでいるとは思っているとの答弁がありました。

次に、一般会計歳入歳出の性質別、目的別内訳の歳出を見ると、性質別では普通建設事業費が、目的別では教育費が大きく減額した理由は何かとの質疑があり、松前中学校の改

築工事が令和3年度で終了したためであるとの答弁がありました。

次に、防災備蓄品整備事業について、課題に備蓄品の保管場所の確保について検討する必要があるとある。賞味期限が近づいた備蓄品はどのようにしているのかとの質疑があり、防災訓練や各学校に配るなど機会を捉えて町民の皆さんにお渡ししているとの答弁がありました。

また、課題が令和3年度と全く同じである。それならば令和4年度はどのような検討をしたのかとの質疑があり、町が保有する土地や建物に備蓄品が保管できる場所がないか各課に問合せをした。例えば、新立、本村地区の空家を取り壊した空き地に倉庫を建てる、町道筒井徳丸線の高架下の空き地に倉庫を持っていく方法も考えたが、具体的には決まっていない。結果として新しい保管施設ができてないため同じ課題となったとの答弁がありました。

次に、防災士養成事業について、課題として、取得者の比率が男性に偏っているため、今後も女性の割合を増やす方法を検討とあるが、高齢化の問題もあるのではないかと、また、地域の自主防災組織との連携も課題であるとの質疑があり、高齢化により活動が難しい防災士の方もいる。そういう方との世代交代という意味でも、一定数は必要と考えている。なお、総合防災訓練では防災士にブースリーダーとして参加していただいているが、自主防災組織との連携については検討していきたいとの答弁がありました。

次に、社会保障・税番号制度事務について、マイナンバーカードの交付率は、令和5年3月末現在73.06%、令和5年8月末現在では80%。令和4年度のコンビニ交付のコストは証明書1件当たり約2,100円かかるがどう考えるのかとの質疑があり、国策としてマイナンバーカードを進める以上、そこにかかる経費はその利便性との引き換えで負担すべきものであると考える。松前町だけが抜けることによる住民のデメリットを考えるとその費用は必要であり、引き続き進めたいと考えているとの答弁がありました。

次に、環境衛生費の補助金について、見込みを下回ったとの理由で約1,000万円の補助金が不用額となっているがその要因は何かとの質疑があり、浄化槽の補助金を令和3年度と同程度を見積もっていたが、要望が6基と少なかったため不用額となったとの答弁がありました。

次に、中小企業振興事業の課題に条例等の実施スケジュールに遅れが生じていて、まだできていないとあったがいつ頃できる予定かとの質疑があり、目標としては12月定例会への上程を考えており、その条例に基づいた振興計画を順次策定し、3月までには仕上げるつもりであるとの答弁がありました。

次に、新型コロナ緊急経済対策のプレミアム付商品券について、6万1,084冊のプレミアム付商品券の販売を行ったものの、実際には結構余り不用額が出たようだが反省点があるかとの質疑があり、3,100万円ほどの不用額が生じた。12月10日まで募集をしたが、年

内の使用締切りということもあり3次募集はできなかった。委託業者を変えれば年度内までできる可能性はあったかもしれないとの答弁がありました。

委員からは、委託業者を変えれば可能というのであれば、それも一つの案である。二次募集の段階で、ある程度数を把握していれば町民の皆さんに還元できるタイミングがあったかもしれない。次回プレミアム付商品券を発行することがあれば、今回の反省点をいかして進めてほしいとの意見がありました。

また、町外の人が購入できるようにするよりも町内の人に向けた2次募集をすべきではなかったのかとの質疑があり、産業課が行う商品券発行事業は町内の中小企業の応援が目的である。町外の人が町内事業者でプレミアム付商品券を使うことにより、町内の経済は活性化すると答弁がありました。

次に、はだか麦プロジェクトについて、事業の実施状況ははだか麦を使ったメニューを提供するフェアを開催、プレス発表会を実施とあるが、その後どうなったのか。メニューを随時提供してくれる業者数や流通についてはどうかとの質疑があり、令和4年度首都圏でのメニューフェアでは2,000食ほどのはだか麦を使った料理が提供され、フェア終了後はだか麦粉の納品依頼があり、まさき村との直接取引を仲介したが、その後定期購入には至っていないとの答弁がありました。

委員からは、フェアをしたからよかった、知っていただいた、ではいけない。知って購入していただくというところまで、目的を持ってやっていただきたいとの意見がありました。

次に、松前駅前広場整備について、松前駅前広場の整備を進めるため、49平方メートルの用地買収に着手したとあるが、事業費826万2,000円全てが用地買収費用かとの質疑があり、不動産鑑定業務、令和5年度補償対象となる物件調査業務の委託料として約530万円使用しているため、事業費全てが用地買収ではないとの答弁がありました。

次に、都市計画費県補助金の不用額について質疑があり、県補助金の対象の住環境改善事業の空家除却及び木造住宅耐震化促進事業では木造住宅耐震化のための補助金が計画していた件数に届かなかったため不用額が発生したとの答弁がありました。

次に、外国語指導助手、(ALT)を3人学校に配置した成果について、外国語への関心が高まるとともに、学習の質が向上し小学校高学年での外国語教科化、中学年での外国語活動の充実が図られたとあるが、英語の学力面という点でALTの効果を考えているのかとの質疑があり、令和5年度から各校区でALT同士による参観日をつくり、状況を見ていただいた上で情報交換をするといったことを行い、効果を上げるよう取組をしているとの答弁がありました。

次に、スクールサポートスタッフ設置事業について、令和4年度は県費職員の2名を合わせて4名の配置か。また、以前、教職員が多忙のため、各校1名の配置を要望したがど

うなっているかとの質疑があり、令和4年度は県費職員2名を含め4名の配置である。令和5年度は、年度途中からではあるが県費職員2名を追加配置し、町内小中学校6校にそれぞれ1名ずつ補助員等を配置している。今後も県のほうに要望を続けていきたいとの答弁がありました。

委員からは、今後も6名体制は継続してほしいとの意見がありました。

次に、ハートなんでも相談員設置事業の課題について質疑があり、相談内容の多様化、相談件数の増加ということで、令和3年度の相談が889件、令和4年度の相談が992件あった。相談件数は増加し、相談内容も多様化しており、現在の勤務日数では対応が難しいことから、教育委員会の希望として増加の検討が必要であると事業の課題として書いたものである。予算の関係もあり、すぐに増加することは難しいと思うが検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、太陽光発電の売電について、減った要因は日照時間か設備の汚れかとの質疑もあり、日照時間や設備の汚れについては確認できていない。令和4年度に北伊予中学校に落雷があり、停電した。その後、1か月ほど発電ができなかったことが要因の一つと思うとの答弁がありました。

委員からは、日照時間なら仕方がないところもあるが、設備の汚れが要因であれば除去する作業に幾ら必要なのか、費用対効果がどうなのか検討して、手段を講じてほしいとの意見がありました。

次に、学校営繕について、執行率が低いが計画的に行われているのかとの質疑あり、指摘の部分はガラスが割れたなどの小規模修繕についての部分であり、たまたま令和4年度は修繕が少なかった。全体的な大きな修繕は学校教育課で計画的に行っているとの答弁がありました。

次に、文化センター管理費について、特殊建築物定期調査報告等とあるが、特殊建築物とは具体的にどのような建物なのか、また調査報告は定期的に行われているのかとの質疑があり、特殊建築物とは建築基準法で定められている基準に当てはまる建物で、特殊建築物の調査報告は通常3年に1回行っており、令和4年度には10年に1度の義務づけがある外壁全面打診調査等を含めて行ったとの答弁がありました。

次に、ホッケー普及促進事業について、財源の内訳に寄附があるが少ない。もっと寄附を募る考えはないかとの質疑があり、町としても支援していただける団体を探して働きかけをして少しでも増やしていく取組を行いたい。県立伊予高等学校の生徒も活躍している。学校とも協力しながら、支援していただける方法を探していきたいとの答弁でありました。

委員からは、活動を広く周知することがホッケーのまちづくりを推進することになり、機運も高まる。松前町の選手がアンダー18ユース日本代表に選ばれるなど活躍している。

広報、周知をして、町をあげて応援して欲しいとの意見がありました。

次に、社会体育事業一般管理事業で、学校施設のグラウンドの夜間照明のLED化が課題となっているが、昨年も同じような課題があった。この1年間できなかった理由は何かとの質疑があり、経費の関係があり補助金がないか検討していたが、有利な補助金を見つけられなかった。急いで検討しないといけない課題であると認識はしているとの答弁がありました。

委員からは、補助金の工夫もしながらしっかり精査していただきたいとの意見がありました。

次に、松前町スポーツ少年団育成事業のスポーツ少年団安全保険について、記載がないが制度が変わったのかと質疑があり、以前は指導者の保険代については公費から支出していたが、町からは各団に補助金を交付していることから、現在は各団の事務局が管理している運営費から支出しているとの答弁がありました。

委員からは、運用が変わるのは仕方ないが、しっかり周知されていないと町のほうで保険に加入していると思いき、保険に加入せずけがをした場合には訴訟問題になる。運用が変わったのであればしっかりと周知してほしいとの意見がありました。

次に、災害避難支援事業について、避難行動要支援者名簿の作成に当たって個人情報提供の同意を得ていない方が多いが、今後、行政側からどのように対応していくのかとの質疑があり、令和3年5月に国の災害対策基本法の改正があり、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった。これまでの個別避難計画とは違い、実効性がある計画の策定が求められており、有事の際に誰が誰を避難させるかまで明記するようになっている。全国の先進事例や他市町においても個別避難計画の策定に結びついていないというのが現状で、当町も例外ではない。当町では、今年度下半期に各地域の自主防災会、民生委員や区長を対象に、地域に出向いて説明会を行う予定である。まず制度の中身を理解いただき、地域の方の声もふまえて、優先度の高い方から順次個別避難計画の策定を進めていく方針であるとの答弁がありました。

次に、住宅新築資金等貸付金償還状況調書の取組状況について質疑があり、かなり古い債権であることから債権者が死亡、または相続人が発生している事案も多く、令和4年度は債務者とその債権状況を把握するため、個別訪問は実施せず、債権管理調査に着手している状況であるとの答弁がありました。

次に、独居高齢者福祉ネットワーク事業について、福祉課として見守りが必要な独居高齢者をどのように定めているのかとの質疑があり、基本的には、住民票の世帯単位での考え方になる。ただし、見守り推進員が実際に見回りをして、民生委員や地域の中の情報などを収集して、見守りが必要であるということになれば、臨機応変に対応している状況であるとの答弁がありました。

また、見守り推進員の高齢化と確保策についての質疑もあり、今後見守り対象者は増加が見込まれるため、ニーズに対応していくため、推進員の確保は必要になってくるので、確保策について同様の事業を実施している先進事例を参考に検討していきたいとの答弁がありました。

次に、保育所一般管理事業について、入所児童数は減っているのに事業費が増えている理由について質疑があり、入所児童数は、申込希望者数が令和3年度と比較すると令和4年度が少なかったことに加え、保育士不足等により受入れ児童数が減っているが、保育所一般管理事業の中には保育所、施設全体の維持管理費等も含まれており、子どもに要する費用に加え、ハード面の維持管理費である修繕や工事などによって事業費が増加しているとの答弁があります。

次に、福祉課所管の14款国庫補助金が予算に対して歳入が少ない理由について質疑があり、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等が予算積算段階では各事業約4,000世帯の給付を見込んでいたが、給付実績がそこまでなかった。予算に対して歳入が少なかったのは、実績に伴うものである。予算の編成に当たり、もっと精査する必要があると思う。ただ、今回の事業は給付金という性質から、申請があってから予算がないので給付できないということになってはいけないので、予算編成段階において多少多めに見込んだところがあるとの答弁がありました。

委員からは、過大予算にならないようしっかりと予算編成をしてほしいとの意見がありました。

次に、福祉課所管職員の超過勤務時間について、年間総実労働時間が2,000時間を超えている職務経験年数1年目の職員もいるが、適正な労働時間なのか、管理職は把握しているのかとの質疑があり、時間数については管理職は把握している。超過勤務時間の理由として、令和4年12月から、主任級の職員1名が病気休暇に入ったことで、業務を残っている係員で対応しなければならなかった状況があったこと。また、令和4年10月から主任級の職員1名が育児休暇に入ったこと、また非課税世帯等給付金事業の事務が急遽発生したためである。なお、時間外勤務時間数が多い職員に関しては、全庁として、月45時間を超える超過勤務をした場合には必ずその翌月に各所属長が職員と個別面談し、仕事の進捗状況や健康面について話を聞く場を設けている。当課においてもそのような形で管理を進めると同時に、特に経験年数の浅い職員については業務を抱え込ませない、風通しのよい職場環境づくりに徹しているとの答弁がありました。

委員からは、日頃のコミュニケーションが大事だと思う。引き続き面談をして、体調を崩す前に早期発見、早期対応に努めてほしいとの意見がありました。

次に、産後ケア事業について、前年度と比べ件数がかなり減っている。産後ケアを必要とする方が減っているのか、この事業を知らない人が多いのか、町はどのように分析され

ているのかとの質疑があり、件数が減ってるというよりも、前年度の利用がとても多かったという状況である。コロナ禍で実家からの支援が得られなかった方や、実家に帰ることができなかった方がとても多かったためであると分析しているとの答弁がありました。

次に、特定健診の令和4年度の受診率について質疑があり、目標は52%、実績で36%であるとの答弁がありました。

また、総合健診については、昨年度と比べてほとんどの項目で受診率が上昇しているところがあるが、低下している健診項目は何か、その低下した健診項目に対して原因を把握し対策を講じているのかとの質疑があり、低下した健診項目は基本健診と乳房超音波検査であり、この2項目の受診率が低下した原因については現時点では把握ができておらず、対応ができていないとの答弁がありました。

委員から、目標とする受診率を掲げて事業をしているのであれば、受診率は事業評価をするため必要であり、今後は資料に掲載してほしい。目標とする受診率達成に向けて努力してほしいとの意見がありました。

以上の審査を行い、採決の結果、全会一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第70号令和4年度松前町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第71号令和4年度松前町下水道事業会計決算認定について御報告いたします。

審査の過程において、松前浄化センター運転管理業務委託について質疑があり、令和2年度から令和6年度までの5年間の長期継続契約を株式会社ウォーターエージェンシーと行っている。施設運転管理業務の内容は、下水の処理場であることから処理水の水質分析、機械等の維持・修繕などを毎日行っており、また汚泥の運搬処分も行っている。年間約6,200万円の契約となっているとの答弁がありました。

委員からは、委託業務内容が不明である。適切な契約であるか見極めるため、業務内容の詳細が分かるものを提出してほしいと意見がありました。

次に、下水道の接続率についての質疑があり、令和4年度末の事業認可区域の整備率は約75%、接続率は約80%であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第69号から議案第71号までの報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第69号の委員長報告に対する質疑を行います。



質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第69号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

議案第70号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第70号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

議案第71号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第71号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

ここで、11時45分まで暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第11 議案第72号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第12 議案第73号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第13 議案第74号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第14 議案第75号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第11、議案第72号令和5年度松前町一般会計補正予算第4号、日程第12、議案第73号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第13、議案第74号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号及び日程第14、議案第75号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号の4件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る9月19日の本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託されました議案第72号から議案第75号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第72号令和5年度松前町一般会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ7,747万円を追加し、総額を125億8,221万4,000円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、防犯対策促進事業の自宅にカメラ付きインターホンを設置する高齢者世帯に対し設置費用の一部を補助することについて、

高齢者世帯の定義は65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいうとなっているが、この事業の対象者を世帯全員が65歳以上とした理由は何かとの質疑があり、18歳未満の世帯員がいる場合、高齢者単身、夫婦のみの世帯に比べて被害に遭うリスクは低いと考えられる。還付金詐欺等の特殊詐欺による被害を未然に防止することを目的として、世帯全員が65歳以上である世帯を対象とした。この事業の周知は、広報まさきやホームページ、また10月28日に開催される松前町福祉ふれあいフェア2023でも周知徹底を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、非常備消防一般管理事業の救命胴衣の購入について、令和3年に消防団員の活動服、令和4年は雨衣を購入している。消防団員の安全確保のための救命胴衣の購入がなぜこのタイミングになったのかとの質疑があり、平成25年度に津波対策用救助資機材として70着は配備しているが、救助活動を行う消防団員310人全員に配備できるよう新たに購入するものである。水かさが増した中で活動する場合、当然安全対策としては優先すべきところではあるが、消防団の活動や団員の方が必要としているものを聞き取りしながら決めていった。また、今ある70着については、役場職員の水防活動のために配備したいとの答弁がありました。委員からは、消防団の装備の基準には救命胴衣以外にも消防団員の数に相当する数の配備品が定められている。町としてしっかり整備をしてほしいとの意見がありました。

産業建設部所管については、観光振興育成対策事業の松前町観光協会緊急支援貸付金について質疑があり、500万円の貸付けを行えば松前町観光協会が立ち直れる見込みがあるのか、来年度以降も町として補助等考えているのかとの質疑があり、農業者、漁業者、中小企業者には極めて金利の低い貸付けや融資を受けられる手段があるが、観光協会はそれらの網から漏れている団体である。理事らの連名で出された要望書にも一旦貸付けてもらい、今後も継続して支援を受けたいという内容が書かれていたことを鑑み、あくまでも臨時的な緊急的つなぎ資金の融資として支出するのが適当ではないかと判断し、貸付金500万円を計上した。また、今後の返済計画の中で会員の増員、会費の増額、あるいは販売促進の計画を立ててもらい、きちんと制度設計を行って来年度以降も補助することを考えているとの答弁がありました。

多くの委員から、今年度は貸付金、来年度は補助金を出してその補助金から貸付金を返済するということがないよう担当課として注意してほしいとの意見や、来年度、補助金を出さなくなった場合、足りなくなったので追加で補助をするということがないようにしてほしい。松前町観光協会と話し合い、しっかり計画を立ててほしいとの意見がありました。

次に、人・農地プランの法定化により、地域農業経営基盤強化促進計画策定事業と名称を変更して実施する地図作成について、現在の人・農地プランの進捗状況について質疑があり、現在13地区がプランの作成を終えている。令和7年3月の期限内に全地区で行政、

農業委員、地域が協力しながら、荒廃農地を防ぐため地域計画を作成しなければならない。一度作ったら終わりではなく、1年に1回は見直しをして実現可能な計画にしたいと考えているとの答弁がありました。

次に、農地地図情報システムを導入した場合、今まで何年もかかってきたことが一、二年程度でできるようになるのか、農業者、耕作者がそのシステムを使って地図を見ながら協議することができるかとの質疑があり、ホームページでの公表を考えているとの答弁がありました。

次に、農地集積・集約化支援事業の畦畔除去の補助事業については、圃場によっては高低差があるところもあるがどうするのか。また、同意書により耕作している場合、同意された方が亡くなり、相続人から元に戻してほしいと言われた場合はどうなるのかとの質疑があり、まずこの事業はこれから始めていく事業であり、高低差のある圃場の場合、畦畔除去は難しいと思われる。比較的下の地区であれば高低差のない圃場もあることから、やれるところをやれる人からやっけていこうと考えている。相続で原状回復して畦畔に戻すことができるのかということについては、町内の圃場には国調が入っていることから、その座標で復元は可能だと思っているとの答弁がありました。

また、他人から借りる場合、制限のようなものは何かつくられるのかとの質疑には、権利を有する人から全て同意を取るようになる。既に利用権を設定している人であれば、その方も同意をもらう対象となる。畦畔の復元を制限する期間は決めない。将来的に復元することになった場合は当事者が考える問題であるとの答弁がありました。

次に、木造住宅耐震化促進事業について、見込み件数が上回るため補正予算を計上しているが、昨年度の実績で予算計上しているのか、予算編成の段階で問題はなかったのかとの質疑があり、耐震診断については昨年度の実績が非常に多かったため、例年30件の見込みのところ今年度は40件に増やした。耐震設計と耐震工事を行う場合の工事監理及び耐震工事の補助金については昨年度と同数の15件程度を予定している。この件数については、昨年度は多かったがそれ以前は計画戸数まで達してなかったこともあったため、昨年度と同数の件数としていたとの答弁がありました。

次に、幹線道路整備事業の町道東181号線不動産鑑定業務について、南黒田工業団地の道路整備のための不動産鑑定は以前も行ったはずだが必要なのかとの質疑があり、不動産鑑定はその時々土地の適正な価格を評価する必要があるため必要な業務であるとの答弁がありました。

保健福祉部所管について、保育所一般管理事業の複合遊具更新工事について、補助金はなかったのかとの質疑があり、事業の実施、検討に当たっては財源となる国費、県費がないか確認をしたが、施設内の遊具整備に使える補助金、交付金制度はなかったとの答弁がありました。

次に、子ども医療費助成事業について、令和4年9月定例会で、一般質問には、町民からの声は届いていないので考えていませんという答弁だったが、議員全員協議会の説明では、町政懇談会でそういう声が上がったという説明を受けた。いつの町政懇談会で、どういふ声が上がって、令和6年4月から実施するようになったのかとの質疑があり、5月29日の恵久美、6月22日の北川原、6月23日の宗意原で開催された町政懇談会の中で、高校生の医療費の無償化をしないのかという意見があった。また、県内12市町は既に実施しており、新たに4市町も実施に向けて動いているということを受け検討した結果であるとの答弁がありました。

また、今回の補正予算に計上した理由は、12月補正予算でもよかったのではないかとの質疑があり、9月補正予算で計上した理由は、システム改修に時間を要すること、また、対象者の把握、確認や、制度の周知広報に要する期間が必要であることから、本補正予算に計上したものであるとの答弁がありました。

対象年齢拡大により、約760人の対象者の増を見込んでいるとのことだが、当初予算はどれくらいを見込んでいるのかとの質疑には、中学生3学年分に係る医療費助成額の令和3年度と4年度の平均2,200万円程度と想定しており、それを参考に予算計上する予定であるとの答弁がありました。

教育委員会所管については、松前町立学校給食センター調理等業務の債務負担行為について質疑があり、今回の契約は令和6年度から令和10年度までで年間約7,000万円だが以前の契約はどのくらいだったのかとの質疑があり、平成28年度からこの委託業務が始まり、最初は3年間で年間約5,000万円、2回目の今の契約は平成31年の4月から令和5年度末までの5年間の契約で年間約5,800万円となっているとの答弁がありました。

年間で1,200万円ほど上がったその要因は何かとの質疑には、基本的には人件費の増額である。その内訳は、調理員の人件費が賃金の上昇に伴い、現契約より年間で約470万円増えること、また令和7年度からの松前町立幼稚園の認定こども園化に伴い給食を実施するため、配送要員の2人分の人件費が約480万円増えることにより、合わせて1,000万円程度の人件費の増を見込んでいるとの答弁がありました。

また、契約期間はなぜ5年間なのか、3年間でよいのではないかとの質疑には、町で定めている長期継続契約の上限が5年間であり、なるべく長期にしたほうがより安定した調理、運営ができることから5年間としている。委託内容はほぼ人件費であり、給食調理業務は委託をしてすぐに実施できるものではなく、一定の職員の研修期間が必要である。業者が替わるたびに研修実施が必要となるため、短期間での契約よりも、5年間で最初に研修期間を設け、5年間きちんと業務をこなしてもらおうほうがよいと考えているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

次に、議案第73号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、令和4年度の一般会計繰入金精算に伴い、繰入超過分を一般会計に返還するものです。また、会計年度任用職員を6月から任用したことに伴い、人件費を増額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第74号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、令和4年度の一般会計繰入金精算に伴い、繰入超過分を一般会計へ返還するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第75号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

保険事業勘定の補正予算は、保険課所管分では、令和4年度の決算に伴い、国、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計に返還するとともに、介護保険事業運営基金に積み立てるものです。

次に、福祉課所管分では、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金の増額と、令和4年度に実施した介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業等に係る事業費の確定に伴う精算を行い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に返還するものです。

また、介護サービス事業勘定の補正予算は、福祉課地域包括支援センター係の会計年度任用職員の通勤手当の計上によるものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第72号から議案第75号までの御報告を終わります。

**○議長（住田英次）** 委員長の報告を終わります。

お昼になりましたが、引き続き会議を進めさせていただきます。

議案第72号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（住田英次）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第73号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第74号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第75号の委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第75号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第79号 R5-6雨対第2号-1塩屋排水機場遊水池改良工事請負契約の締結について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設)、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第15、議案第79号R5-6雨対第2号-1塩屋排水機場遊水池改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。  
岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第79号について提案理由を申し上げます。

塩屋排水機場遊水池改良工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(住田英次) 永井会計課技監。

○会計課技監(永井 仁) 議案第79号R5-6雨対第2号-1塩屋排水機場遊水池改良工事請負契約の締結について補足して説明いたします。



参考資料により御説明いたします。

参考資料3ページを御覧ください。

入札日は令和5年8月23日、入札方法は低入札価格調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施しました。入札参加業者は7者で、業者名は記載されているとおりです。

入札の結果、株式会社アイテックが予定価格制限の範囲内の価格で低入札調査基準価格以上の有効な入札を行いましたので、株式会社アイテックを落札者とし、1億626万円で仮契約を行っております。

次に、4ページを御覧ください。位置図となります。

次のページ、5ページが平面図となります。

6ページを御覧ください。

入札の執行表になります。ここに記載されている金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格1億539万6,794円に対して、入札金額は9,660万円で、落札率は91.7%となります。

なお、有限会社アールケイ総合開発と松前土建株式会社は、低入札価格調査の対象となり、調査を行い、低入札価格調査委員会で審査を行った結果、失格となりました。

以上です。

**○議長（住田英次）** 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

村井慶太郎議員。

**○12番（村井慶太郎議員）** これ、多分これから委員会に付託されると思うんですけどね、付託される前に。前も一般質問で町長が、いや、ちょっとぐらい下やったら拾ってやるんよ、すくってやるんよと言うて、低入札価格というんが決まって、これ委員会も開かれたんやけど、この失格の内容を教えてほしいんですけど。

**○議長（住田英次）** 永井会計課技監。

**○会計課技監（永井 仁）** 低入札価格調査委員会で失格となった理由について、まず有限会社アールケイ総合開発については、低入札価格調査に係る書類、経費等の内訳明細書の内容について審査した結果、一部必要事項の記載がなく、また曖昧な算定で計上されている項目が見られるため、必要な共通仮設費や現場管理費が適正に確保されているとは考えられず、品質管理が適正に行われているとは判断できないという理由でした。

松前土建株式会社につきましては、低入札価格調査に係る書類、内訳明細書の内容について審査した結果、主たる部分の工事について材料費込みで下請業者に請け負わせており、元請業者の技術者がどこまで適正な管理を行っているか疑問が残る。また、積算の内

訳明細書の内容について、入札額が低入札価格調査基準価格でも工事を取りたいという理由で適正な積算を行わず、落札を図るための根拠のない積算であるため、公正な入札を妨げていると考えられるとともに、適正な品質確保ができるとは考えられない。また、下請業者の見積の内訳にも積算根拠がなく、下請業者に過度な負担をかけているように見受けられ、また下請業者の設計書は町の設計書の約75%の見積額であり、適切な資材の品質及び施工が確保できるとは考えられないという判断からでした。

以上です。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 今の理由聞くと、これ業者に聞かせたら気の毒かなという理由づけなんですけどね、今一生懸命書きよったけど筆記が追いつかんもんで、この後委員会があると思うんですよ。委員会で各委員に今の理由づけをちょっとコピーでもしてもらえんですか。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） はい、分かりました。

（12番村井慶太郎議員「以上です」の声あり）

○議長（住田英次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第79号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

委員会へ付託された議案第79号は、総務産業建設常任委員会を開催し審査をお願いします。なお、再開時間は後ほど庁内放送でお知らせしますので、執行部の皆様はそれまでの間、退席をお願いします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後0時16分 休憩

午後3時12分 再開

○議長（住田英次） 本会議を再開します。

議案第79号R 5－6 雨対第2号－1 塩屋排水機場遊水池改良工事請負契約の締結について、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 本会議におきまして、総務産業建設常任委

員会に付託されました議案第79号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、低入札価格調査委員会での失格となった業者の失格理由に、元請業者の技術者がどこまで適正な関与を行っているのか疑問が残るとあるがこれはどういうことかとの質疑があり、聞き取りの中で材料の管理についても下請業者に任すという話があり、品質の管理に疑問が残るとのことであると答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 委員長に質問をさせていただきたいんですけど、内容が何か全く意味不明というか、もうちょっと詳しい審査内容を言えんのですか。何かいきなり内容的なもんがなかなか把握できんのやけど、委員長報告。

○議長（住田英次） 暫時休憩させていただきます。

午後3時15分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

稲田委員長のほうから説明ありますか。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 私が今報告した中でどの部分が疑問なのかお聞きしたいです。

以上です。

（「何がわかったんか。意味がわからん」の声あり）

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

すいません、もう一度構いませんか、今の。

○12番（村井慶太郎議員） 質問でも何でもないので、その委員長報告が意味がなかなか内容が入ってこんもんで、どの点とかというんじゃないくて、委員長報告、僕も委員会の委員やけど、何かそれを聞いても全然意味が分らんのですよ。それと、賛成がどうなったとかそこらもないんで。全員一致でとか、そんなんもなかったと思うけどね。

○議長（住田英次） 稲田委員長、もう一度委員長報告お願いできるでしょうか。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 委員長報告をもう一回やれということでしょうか。

○議長（住田英次） はい、お願いします。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第79号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、低入札価格調査委員会での失格となった業者の失格理由に、元請業者の技術者がどこまで適正な関与を行っているか疑問が残るとあるがこれはどういうことかとの質疑がありました。聞き取りの中で材料の管理についても下請業者に任すという話があり、品質の管理に疑問が残るとのことであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） それでは、改めまして質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第16 議員派遣の件

○議長（住田英次） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

失礼しました。先ほど「日程第15」と申し上げましたが、「日程第16」の誤りです。訂正いたします。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたします。  
お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。  
お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。  
以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、令和5年第3回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。おかげをもちまして提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分配慮してまいります。

さて、町民の皆様のお支持をいただき、松前町の町政を担当させていただくことになってからはや8年が経過し、2期目の任期も残りわずかになりました。この4年間を振り返りますと、今議会の冒頭の御挨拶で申し上げましたとおり任期の大半をコロナ対策に費やしましたが、そんな中でも健康づくりや防災基盤整備、義農大賞など未来につながる施策に取り組むことができ、一定の成果があったと思っています。4年間、本当にありがとうございました。

既に多くの町民の皆様から出馬要請をいただきまして、3期目の町政に挑戦させていただくことを表明しているところです。任期満了に伴う選挙期日が迫る中、出馬要請をいただいた多くの町民の皆様のお期待に応えるため、町民の皆様にお納得をいただける町政を基本に、町民の皆様お一人おひとりが日々生きている幸せを実感しながら働き、学び、憩い、楽しみ、笑顔で暮らすことができる「生きる喜びあふれるまち まさき」、松前町に

住んでいることを誇りに思えるような、誇れるライフタウン・まさきの実現を目指して再選を期してまいります。

終わりに、議員各位には、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（住田英次） これにて令和5年松前町議会第3回定例会を閉会します。

午後3時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 城 村 ト キ 子

松前町議会議員 影 岡 俊 範